

平成 29 年 5 月 30 日 (火曜日)  
福島県報号外第 34 号別冊

平成 28 年度

包括外部監査報告書  
及び報告書に添えて提出する意見

学校教育に係る財務事務の執行及び事業の管理について

平成 29 年 3 月

福島県包括外部監査人  
上石 三好

## 《目次》

第1部	包括外部監査の概要	1
第2部	包括外部監査の結果	4
I	教育総務課	4
1	全般的事項	4
2	教育委員会の予算	8
3	うつくしま教育ネットワーク事業について	12
II	財務課	13
1	学校維持管理費について	13
2	財産収入、生産物売払収入について	16
3	高等学校通学費支援事業について	17
4	高等学校就学支援事業について	18
III	施設財産室	21
1	産業教育・理科教育施設整備事業について	21
2	大規模改造事業について	22
3	平商業高校校舎改築事業について	28
4	盲学校校舎改築事業について	30
5	双葉郡中高一貫校整備事業について	31
6	いわき海星高等学校実習船福島丸代船建造事業について	32
IV	職員課	33
1	教職員給与等について	33
2	給料切替に伴う経過措置について	38
3	給与の手当について	41
4	教職員の多忙化の解消について	43
V	高校教育課	48
1	高等学校の統廃合について	48
2	常勤嘱託教員について	56
3	ピュアハートサポートプロジェクト（スクールカウンセラー活用事業）について	60
4	ふくしま高校生進路実現サポート事業について	61
5	スーパーサイエンスハイスクール事業について	62
6	未来を担う人づくりについて	63
7	次世代のふくしまを担う人材育成事業について	64
8	県立高等学校就職促進支援員配置事業について	65
9	身体に障がいのある生徒に対する支援事業について	70
10	ふくしまの未来を担う高校生海外研修支援事業について	71
11	語学指導等を行う外国青年招致事業について	73
12	奨学資金貸付事業について	74

13	高校等奨学資金給付事業について……………	84
VI	特別支援教育課……………	85
1	高等学校学習支援推進事業について……………	85
2	特別支援学校特別支援教育就学奨励費（県立・市立）について	86
3	特別支援学校整備事業について……………	87
4	その他……………	88
第3部	平成28年度包括外部監査 意見一覧……………	89

## 第1部 包括外部監査の概要

### 1 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査人の監査

### 2 選定した特定の事件

#### (1) 監査のテーマ

学校教育に係る財務事務の執行及び事業の管理について

#### (2) 監査の範囲

平成27年度に執行したもの

ただし、関連して必要があると認めたものについては、平成27年度以外についても言及している。

#### (3) 監査対象機関

学校教育の監査のため、次の課及び県立学校を対象としている。

教育総務課

財務課

施設財産室

職員課

高校教育課

特別支援教育課

県立学校（104校）

中学校（1校）

高等学校（89校）

特別支援学校（14校）

### 3 特定事件の選定理由

教育委員会の予算は2千億円前後で推移し、平成23年3月の東日本大震災とそれに伴う東京電力の原子力発電所事故による原子力災害の復興予算で県予算が増加するまでは、1兆円弱の県予算の20%を超える水準にある。

平成27年度の県当初予算は1兆8,994億円で、教育委員会の当初予算は2,026億円であり、当初予算ベースで教育委員会の予算は県予算の10%強となっている。

県教育委員会は昭和41年に第1次福島県長期総合教育計画を策定し、平成22年度から平成26年度までを計画期間とする第6次福島県総合教育計画を策定したが、平成23年3月に発生した東日本大震災及び原子力災害などにより、教育を取り巻く状況が変わったとして平成25年3月、第6次福島県総合教育計画が改定された。

計画改定の趣旨によると、「長期的な視野に立った上で、急激な変化にも柔軟に対応しつつ、豊かな活力ある福島県を目指して、さまざまな取組を展開

しています。これから本県が、東日本大震災・原子力災害からの復興の道  
りを歩んでゆくために最も重要なのは『人づくり』であり、早急に教育環境  
の復旧・復興を図るための教育行政を推進する必要があります。」とある。

以上のような理由により、今回、教育委員会の学校教育を包括外部監査の  
対象とした。

#### 4 包括外部監査の実施期間

平成 28 年 6 月から平成 29 年 3 月まで

#### 5 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格

##### (1) 包括外部監査人

上 石 三 好 (公認会計士)

##### (2) 補助者

尾 形 吉 則 (公認会計士)

田 中 亮 (公認会計士)

村 上 芳 文 (公認会計士)

阿 部 哲 (公認会計士)

半 沢 裕 子

#### 6 監査の方法

##### (1) 監査の視点

- ① 学校教育に係る行政が経済的・効率的に執行されているか。
- ② 事業計画は適切に策定され実行されているか。
- ③ 各種事業は効率的・効果的に行われているか。

##### (2) 監査手続

下記日程により、実際に教育委員会及び県立学校に赴き、関係書類等を  
確認して監査を行った。

監査後、追加で確認する必要があったものについては、教育委員会や県  
の関係部署とやりとりを行い、報告及び意見書を作成した。

監査対象機関		監査実施日
本庁	職員課、施設財産室	7月19日
	高校教育課	7月20日～21日
	特別支援教育課	7月22日
	財務課	7月22日
県立学校	安積高等学校	8月1日
	福島明成高等学校	8月2日

磐城高等学校	8月3日
会津工業高等学校	8月4日
会津学鳳高等学校	8月5日
郡山萌世高等学校	8月9日
郡山養護学校	8月10日

※ 上記の他に、事前ヒアリングを6～7月に実施、9～2月にかけて報告書の作成を実施

#### 7 包括外部監査の結果

学校教育に係る財務事務の執行及び事業の管理について監査を実施した結果、一部意見はあるが関係法令等に基づき、おおむね適正に執行されていると認められた。

指摘事項・・・・なし  
意見・・・・30件

#### 8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

#### 9 金額等の表示

報告及び意見書中の表等の合計は、端数処理の関係で合計欄の値と内訳の合計値が一致しない場合がある。

## 第2部 包括外部監査の結果

### I 教育総務課

#### 1 全般的事項

教育委員会予算の推移は平成14年度から記載されているが、平成14年度はバブル崩壊後の失われた10年（平成5年から平成14年）と言われた期間の後半である。失われた10年は不動産などのバブルの回復期間であり、経済環境は依然として悪化し続けていることは、県の予算を見ても明らかである。

平成18年度には、県職員給料を若年層は引き上げ、中堅職員以上は大幅に引き下げる給料表の改定が実施されている。しかしながら、大幅な給料引き下げは現在の給料は保障するという経過措置により改正時点での給料の支給額は下がらないが、経過措置額を超えるまではその後の昇給の効果が発生しないため、長期的には人件費の引き下げにつながっているものと考えられる。

平成元年11月に、ドイツのベルリンの壁が崩壊し、東西冷戦は終了している。日本はアメリカの同盟国として漁夫の利を得て実力以上の発展を遂げていたと考えるべきである。東西冷戦が終了すると西側諸国は安い人件費を求めて東側に投資をしているが、日本まで追随している。

その結果、国内製造業は空洞化し、中間層以下の職場が無くなり、安い人件費の職場に外国人労働者が流入している。さらにIT（Information Technology）技術が発展し、情報収集、情報蓄積、情報分析等をコンピューター処理することにより、誰にでもできる一般事務や従来型の中間管理職の役割が大幅に減少する傾向があると思われる。

教育投資は最大の効果を発揮すると言われる。独立行政法人労働政策研究・研修機構の「ユースフル労働統計2015」の「生涯賃金など生産に関する指標」によれば、男性の生涯賃金（引退まで、退職金を含む。2013年）は下記のとおりである。

高 校 卒	239.8 百万円
大学及び大学院卒	312.7 百万円

大学及び大学院（以下「大学等」という。）卒の生涯収入は、高校卒の生涯収入に比べ約3割である72.9百万円大きいと言っている。

大学生活の4年間に大学の入学金、授業料など5百万円、生活費10百万円かかったとすると、15百万円かけて将来72.9百万円多く稼げる。

70歳まで働いたとすると、

高校卒	$239.8 \text{ 百万円} \div 52 \text{ 年} = 4.6 \text{ 百万円}$
大学卒	$312.7 \text{ 百万円} \div 48 \text{ 年} = 6.5 \text{ 百万円}$ （大学院卒を除く。）

大学等卒の年収は高校卒の約4割増ということになって、大学等を出ると

生涯収入3割増、まさに教育投資は採算の取れる投資である。

ところが、このデータには大きな誤りがあると思われる。そもそも優秀な人が大学等を出て高度な技術や資格を取得して働く、優秀でない人が高校卒で働く可能性が高い。にもかかわらず、大学等の教育を受けることによって誰もが優秀な人間になるとしていることである。

社会的地位が高かったり、所得が高かったりする上層部は優秀であると同時に、人数が少ないことが前提となることを肝に銘じる必要がある。上層部の職業の従事者は数が制限されており、数が増えるともはや上層部ではない。

教育は当然に上層部を目指す面があり、県内の有力校に優秀な生徒と先生を集め、切磋琢磨しながら有力大学に進学させる必要がある。

生徒数が減少しているので、地域ごとの定員を減らしているが、有力校の定員は減らさず、小規模校の廃校を検討すべきである。小規模校を廃校すれば、高校の無い町になる、町が寂れるなどの問題があるが、自分の子供たちは教育のため、他の有力校に進学させていることも考えられる。ある程度の人数でお互い切磋琢磨させながら集団教育する子供たちのためにも、小規模校は廃校させ、廃校となる学校の利用を考えた方がよいと思われる。

少子化の原因として、実社会では職業的に男女平等が徹底し、オリンピックのような男女別競技がないため、女性が子育てをすることに負担がかかる。加えて、教育コストがかかりすぎるため、少子化の一因となっていると自覚すべきである。大学生活の学費及び生活費を親が蓄えようとすると血のにじむ思いだろうし、大学を出ても上層部に入らないと投資の回収が見込まれる就職先がない状況である。

高校を出て働く、働きながら勉強をする環境になれば、大学等の学費と生活費を蓄える必要がなく、子育ての負担が軽減されると思われる。

警官や税務署員は、最近では大学等卒も多いと聞いているが、以前は高校を出て採用され、警察学校や税務大学校などで勉強して活躍をしている。

平成25年3月に第6次福島県総合教育計画を改定した。その中で、「ふくしまの復興を共に支え共に歩いていく人づくりを力強く推進してまいります」として、「知・徳・体のバランスのとれた、社会に貢献する自立した人間の育成」を教育目標としている。

平成28年8月3日策定の青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針によると、下記のとおり青森県の未来を担う人材育成を目標としている。

社会の急速な変化や生徒数の更なる減少等を踏まえ、「青森県基本計画未来を変える挑戦」等に基づき、本県の生徒一人一人に、これからの時代に求められる力を育みます。

また、全ての高等学校において、地域の要請、中学生のニーズ等に応じたそれぞれの役割を明確にしながら、特色ある教育活動を推進し、本県の未来を担う人材の育成に取り組みます。

福島県も企業誘致に努力しているところであるが、企業は優秀な若年労働者を求めて企業進出してくるので、優秀な人材を供給し続ける教育システムの導入開発制度を導入すべきである。

これから本県が、東日本大震災・原子力災害からの復興の道のを歩んで



ゆくために最も重要なのは『人づくり』であり、早急に教育環境の復旧・復興を図ることを目標とした福島県の平成 27 年度の主要事業のうち主なものは、次のとおりである。(括弧内は当初予算額)

① 教育環境の整備

○ 安全で安心できる学習環境の整備

～県立学校施設の耐震化及び老朽対策などの推進

- ・大規模改造事業 (6,494,294 千円)

→詳細は後述 III-2 (22 頁)

- ・県立学校校舎等改築事業 (1,166,499 千円)

→耐震改修工事による耐震化が不可能と判断された校舎及び実習棟について改築を行う。

② 人づくりの環境整備

○ 望ましい勤労観・職業観を育む

～インターンシップ等の推進

- ・次世代のふくしまを担う人材育成事業 (15,057 千円)

→詳細は後述 V-7 (64 頁)

- ・県立高等学校就職促進支援員配置事業 (81,867 千円)

→詳細は後述 V-8 (65 頁)

○ 国際化の進展に対応できる人づくり

～国際理解教育の推進

- ・ふくしまの未来を担う高校生海外研修支援事業 (44,200 千円)

→詳細は後述 V-10 (71 頁)

- ・復興と未来を担うグローバルリーダー育成事業 (13,437 千円)

→会津高校において、地域課題等に対して高校生自らテーマを設定し、グローバルな視点から探究活動・実践等を行うことにより研究成果を地域に還元するとともに、将来本県の復興と地域活性化に貢献しうるグローバルリーダーを育成する。

- ・スーパーグローバルハイスクール事業 (16,000 千円)

→平成 27 年 4 月開校のふたば未来学園高校において、企業、大学等との連携を図りつつ、国際的素養の育成を始めとした質の高いカリキュラムの開発・実践に取り組む。

～外国語による実践的なコミュニケーション能力の育成

- ・外国語指導助手 (ALT) の配置 (140,679 千円)

→詳細は後述 V-11 (73 頁)

○ 一人一人の子どもに教員が向き合うことができる環境の整備

～教員の勤務の適正化と負担軽減

- ・教員の多忙化解消のための取組

→詳細は後述 IV-4 (43 頁)

こうした中、平成 27 年度に大手電器製造会社が福島工場における電器製品の生産を中止し、海外や他県へ生産拠点を移すという報道があった。この会社も優秀な人材を求めて本県に進出したと思われる。

工場は労働集約的で製造原価に占める労務費が高ければ、日本人の人件費

が高いという問題もあるが、電器製造会社のように製造機械中心の資本集約的な場合は、人件費が高いと言うよりも優秀な人材が集まらないことも考えられる。

県内の産業に貢献できる人づくりを前面に出し、教育改革を推進すべきである。

県が中心となり、高校卒の優秀な人を採用し、近隣の大学等の協力を得ながら、働きながら勉強できる環境を整え、4年後大学卒に負けない人材を育成する必要があると思われる。

## 2 教育委員会の予算

福島県教育委員会の平成27年度の事業計画によれば、教育委員会の予算は下記のとおりである。

### ① 平成27年度 教育委員会 当初予算

#### (1) 一般会計

(単位:千円)

款 項 目	科 目	予算額	左の財源内訳		
			一般財源	その他	国庫支出金
教育費		201,756,407	142,759,666	21,198,077	37,798,664
	教育総務費	24,868,657	15,345,758	7,314,484	2,208,415
	教育委員会費	13,338	13,338	0	0
	事務局費	4,286,985	4,214,815	5,130	67,040
	財務管理費	738,695	215,669	234,250	288,776
	義務教育指導費	724,154	68,980	66,730	588,444
	教職員福利厚生費	16,985,810	10,194,795	6,791,015	0
	育英費	1,555,049	133,475	177,301	1,244,273
	恩給及び退職年金費	155,214	155,214	0	0
	教育センター費	398,930	338,990	40,058	19,882
	養護教育センター費	10,482	10,482	0	0
	小学校費	64,449,396	47,862,512	4,374	16,582,510
	教職員費	64,449,396	47,862,512	4,374	16,582,510
	中学校費	41,410,281	31,263,036	906	10,146,339
	教職員費	41,410,281	31,263,036	906	10,146,339
	高等学校費	52,235,083	35,854,681	10,669,477	5,710,925
	教職員費	36,748,110	31,745,165	3,492,934	1,510,011
	高等学校指導費	419,821	179,974	126,686	113,161
	高等学校管理費	13,310,127	3,152,058	6,370,991	3,787,078
	施設等整備費	1,204,536	380,494	523,367	300,675
	農業高等学校実習費	149,261	22,476	126,785	0
	水産高等学校実習費	229,928	201,214	28,714	0
	24～27勿来工業高等学校 校舎改築費	173,300	173,300	0	0
	特別支援学校費	14,799,997	11,519,012	844,874	2,436,111
	特別支援学校費	1,750,054	718,546	839,843	191,665
	教職員費	13,049,943	10,800,466	5,031	2,244,446
	社会教育費	3,158,757	585,803	1,930,899	642,055
	社会教育総務費	963,975	37,294	419,093	507,588
	図書館費	80,841	53,396	19,514	7,931
	自然の家費	304,520	0	266,739	37,781
	文化振興費	1,000	1,000	0	0
	文化財保護費	819,529	216,662	515,711	87,156
	美術館費	518,208	3,626	513,566	1,016
	博物館費	230,442	33,583	196,276	583
	文化財センター費	240,242	240,242	0	0

款 項 目	科 目	予算額	左の財源内訳		
			一般財源	その他	国庫支出金
	保健体育費	834,236	328,864	433,063	72,309
	保健体育総務費	345,566	245,780	67,975	31,811
	学校保健費	327,292	79,429	214,741	33,122
	体育振興費	161,378	3,655	150,347	7,376
	災害復旧費	851,503	487,495	11,562	352,446
	文教施設災害復旧費	851,503	487,495	11,562	352,446
	公立文教施設災害復旧費	851,503	487,495	11,562	352,446
	合 計	202,607,910	143,247,161	21,209,639	38,151,110

(2) 奨学資金貸付金特別会計

(単位:千円)

区 分	予算額	左の財源内訳		
		一般財源	その他	国庫支出金
奨学資金貸付事業費	617,341	0	554,047	63,294
奨学資金貸付事業費	617,341	0	554,047	63,294

② 一般会計歳出予算 性質別内訳

教育委員会の予算の主たるものは、人件費が占めている。

小学校、中学校は市町村が管理しているが、人件費は教育委員会が支出している（会津学鳳中学校は、唯一教育委員会が管理している。）。

③ 教育委員会予算の推移

平成 18 年に給料表の改定が実施され、給料の引下げがなされているため、教育費予算は減少している。

平成 23 年 3 月 11 日、東日本大震災が発生し、県予算は平成 24 年度から復興予算が増加しているが微増である。

## (1) 年度別県予算との比較

(単位:千円)

年度	教育予算		県予算		構成比	平成14年度比	
	当初予算額	前年度比	当初予算額	前年度比		教育予算	県予算
14	226,750,799	99.5%	959,943,016	95.0%	23.6%	-	-
15	219,091,947	96.6%	936,633,115	97.6%	23.4%	96.6%	97.6%
	224,171,947	98.9%				98.9%	
16	211,378,146	96.5%	909,629,184	97.1%	23.2%	93.2%	94.8%
17	213,464,925	101.0%	925,035,437	101.7%	23.1%	94.1%	96.4%
	218,901,228	103.6%				96.5%	
18	207,571,573	97.2%	870,928,927	94.2%	23.8%	91.5%	90.7%
	208,014,313	95.0%				91.7%	
19	201,110,452	96.9%	851,188,674	97.7%	23.6%	88.7%	88.7%
	201,701,375	97.0%				89.0%	
20	190,652,472	94.8%	840,718,907	98.8%	22.7%	84.1%	87.6%
	191,242,825	94.8%				84.3%	
21	190,660,339	100.0%	875,448,064	104.1%	21.8%	84.1%	91.2%
	191,247,952	100.0%				84.3%	
22	187,223,639	98.2%	902,219,686	103.1%	20.8%	82.6%	94.0%
	187,810,688	98.2%				82.8%	
23	189,059,046	101.0%	900,033,827	99.8%	21.0%	83.4%	93.8%
	189,608,118	101.0%				83.6%	
24	199,846,284	105.7%	1,576,351,967	175.1%	12.7%	88.1%	164.2%
	200,701,451	105.9%				88.5%	
25	201,389,849	100.8%	1,731,970,338	109.9%	11.6%	88.8%	180.4%
	202,217,439	100.8%				89.2%	
26	206,595,199	102.6%	1,714,512,634	99.0%	12.0%	91.1%	178.6%
	207,270,073	102.5%				91.4%	
27	202,607,910	98.1%	1,899,420,582	110.8%	10.7%	89.4%	197.9%
	203,225,251	98.0%				89.6%	

※ 上段は一般会計の予算額。下段は一般会計と特別会計の合計の予算額。

## (2) 年度別性質別内訳

(単位:千円)

年度	人 件 費			物 件 費 等			投 資 的 経 費		
	当初予算額	構成比	前年度比	当初予算額	構成比	前年度比	当初予算額	構成比	前年度比
14	200,330,826	88.3%	99.8%	14,025,576	6.2%	92.4%	12,394,397	5.5%	105.0%
15	195,314,167	89.1%	97.5%	13,709,062	6.3%	97.7%	10,068,718	4.6%	81.2%
	195,314,167	87.1%	97.5%	13,709,062	6.1%	97.7%	15,148,718	6.8%	122.2%
16	191,198,452	90.5%	97.9%	13,537,989	6.4%	98.8%	6,641,705	3.1%	66.0%
17	187,076,691	87.6%	97.8%	18,302,450	8.6%	135.2%	8,085,784	3.8%	121.7%
	187,081,945	85.5%	97.8%	23,733,499	10.8%	175.3%	8,085,784	3.7%	121.7%
18	185,161,820	89.2%	99.0%	12,363,410	6.0%	67.6%	10,046,343	4.8%	124.2%
	185,169,707	89.0%	99.0%	12,798,263	6.2%	53.9%	10,046,343	4.8%	124.2%
19	183,914,697	91.4%	99.3%	11,837,731	5.9%	95.7%	5,358,024	2.7%	53.3%
	183,922,528	91.2%	99.3%	12,420,823	6.2%	97.1%	5,358,024	2.6%	53.3%
20	178,867,670	93.8%	97.3%	8,332,157	4.4%	70.4%	3,452,645	1.8%	64.4%
	178,874,737	93.5%	97.3%	8,915,443	4.7%	71.8%	3,452,645	1.8%	64.4%
21	178,888,722	93.8%	100.0%	7,404,653	3.9%	88.9%	4,366,964	2.3%	126.5%
	178,895,800	93.5%	100.0%	7,985,188	4.2%	89.6%	4,366,964	2.3%	126.5%
22	176,365,622	94.2%	98.6%	7,411,351	4.0%	100.1%	3,446,666	1.8%	78.9%
	176,372,686	93.9%	98.6%	7,991,336	4.3%	100.1%	3,446,666	1.8%	78.9%
23	178,814,921	94.6%	101.4%	7,358,599	3.9%	99.3%	2,885,526	1.5%	83.7%
	178,822,075	94.3%	101.4%	7,900,517	4.2%	98.9%	2,885,526	1.5%	83.7%
24	175,594,095	87.9%	98.2%	13,801,528	6.9%	187.6%	10,450,661	5.2%	362.2%
	175,601,265	87.5%	98.2%	14,649,525	7.3%	185.4%	10,450,661	5.2%	362.2%
25	174,149,934	86.5%	99.2%	14,111,929	7.0%	102.2%	13,127,986	6.5%	125.6%
	174,159,513	86.1%	99.2%	14,929,940	7.4%	101.9%	13,127,986	6.5%	125.6%
26	176,675,047	85.5%	101.4%	18,371,408	8.9%	130.2%	11,548,744	5.6%	88.0%
	176,684,641	85.2%	101.4%	19,036,688	9.2%	127.5%	11,548,744	5.6%	88.0%
27	176,540,659	87.1%	99.9%	16,205,180	8.0%	88.2%	9,862,071	4.9%	85.4%
	176,550,340	86.9%	99.9%	16,812,839	8.3%	88.3%	9,862,071	4.9%	85.4%

※ 上段は一般会計の予算額。下段は一般会計と特別会計の合計の予算額。

平成18年の給料改定は、民間企業の給料水準に合わせるため、中堅以上の給料を引下げ、若年層の給料を引上げ、全体として給料水準の引下げを図ったものである。

### 3 うつくしま教育ネットワーク事業について

〔予算〕 224, 292 千円

〔目的〕

学校や教育文化関係機関のネットワーク利用を可能にするために整備した「うつくしま教育ネットワーク」について、安定した稼働及びウィルス対策等、安全安心な情報通信環境を維持する。

〔事業内容〕

拠点となる教育センターの情報セキュリティ維持対策、有害情報の遮断対応及びテレビ会議システムの運用など学校を含めた教育文化機関等への支援を行う。

本庁及び往査した高等学校において、関係帳表の突合や質問等の監査手続を実施した結果、特に問題はない。

## II 財務課

### 1 学校維持管理費について

学校維持管理費のうち、需用費の多い学校は下記のとおりであり、その中から需用費の多い高校5校と、いわき地方で需用費が一番多い磐城高校、特別支援学校として郡山養護学校を選定した。

順位	高等学校名	需用費の金額（円）
1	福島明成高校	41,689,444
2	会津学鳳高校	33,771,908
3	会津工業高校	28,488,834
4	安積高校	28,432,330
5	郡山萌世高校	26,999,749
6	田村高校	26,595,426
7	郡山北工業高校	25,967,075
8	岩瀬農業高校	25,338,765
9	磐城高校	24,950,541
10	橘高校	24,290,725
	その他	1,102,648,159
	合計	1,389,172,956

順位	特別支援学校名	需用費の金額（円）
1	郡山養護学校	27,214,651
2	大笹生養護学校	21,961,489
	その他	168,074,194
	合計	217,250,334

現地視察、調査のため、下記6高等学校と1養護学校を下記の日程で往査した。

日程	学校名	所在地
8月1日(月)	安積高校	郡山市開成五丁目25番63号
8月2日(火)	福島明成高校	福島市永井川字北川原田1番地
8月3日(水)	磐城高校	いわき市平字高月7番地
8月4日(木)	会津工業高校	会津若松市徒之町1番37号
8月5日(金)	会津学鳳高校	会津若松市一箕町大字八幡字八幡1番地の1
8月9日(火)	郡山萌世高校	郡山市駅前二丁目11番1号
8月10日(水)	郡山養護学校	郡山市富田町字上ノ台1番地

各高校等は、主に次の事務を執行している。

- ① 学校維持管理費等の支出業務



- ② 工事金額5億円以下の工事契約
- ③ 給料の手当等の計算業務
- ④ 就学支援金の申請事務等

学校維持管理費のうち需用費が一番多い高校は福島明成高校で、農業高校のため光熱水費が多く、学校維持管理費は次のようになっている。

平成27年度学校維持管理費等決算額調査表（支出）より  
 福島明成高校の学校維持管理経費（学習環境向上事業を含む。）

（単位：円）

項目	内示額 (年間・追加計)	決算額	執行残
合計	51,488,319	51,433,920	54,399
報酬	—	—	—
共済費	—	—	—
報償費	—	—	—
需用費	41,742,700	41,689,444	53,256
消耗品費	4,259,000	5,744,056	△1,485,056
燃料費	5,907,000	2,955,527	2,951,473
食糧費	2,700	2,634	66
印刷製本費	394,000	442,954	△48,954
光熱水費	28,985,000	18,477,496	10,507,504
修繕料（設備）	960,000	4,214,333	△3,254,333
修繕料（施設）	1,235,000	9,852,444	△8,617,444
役務費	2,363,190	2,362,534	656
通信運搬費	499,000	493,776	5,224
手数料	1,713,000	1,717,568	△4,568
保険料	151,190	151,190	0
委託料	6,988,229	6,987,742	487
使用料及び賃借料	—	—	—
工事請負費	—	—	—
公有財産購入費	—	—	—
備品購入費	200,000	200,000	0
負担金・補助及び交付金	12,200	12,200	0
公課費	182,000	182,000	0
参考(需用費：その他計)	41,740,000	41,686,810	53,190

需用費は財務会計システム上は需用費（その他）と需用費（食糧費）に分けられるだけであるが、学校維持管理費等決算額調査表によると、需用費（その他）は消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料（設備）、修繕料（施設）に区分して報告することになっている。

そこで、各学校の担当者は独自にエクセル等を使用し、細節ごとに整理し、

報告等を行っている。

県は、各学校で作成されている管理表は各学校で使用しやすいように作成されており、作り方はそれぞれ別でも必要な項目等は網羅されており、統一的に対応しなければならないものとは考えていない。

**【意見】**

学校の予算管理上、細分化した細節管理は必要なのであろうか。また、必要があるならば、財務会計システムで細節ごとに管理し、それを本庁で確認できれば報告等が必要なくなり、迅速な分析等ができるのではないか。

そこまで必要がない場合も考えられるが、さらに各学校独自に管理のために使用しているエクセル等の表も統一したフォーマットで作成すれば、どこの学校でも同じ事務処理がなされ、引継等も簡易にできると思われる。

**【意見】**

需用費（光熱水費）が新電力の活用により大幅に減少した。

平成 27 年 6 月 1 日より、各出先機関の維持管理経費の縮減を図るため、特定規模電気事業者（新電力）からの電力供給の導入を進めるとし、(株)エネットから電力供給の導入をしている。

導入後の電気料金の縮減効果を確認するため、平成 27 年 6 月から平成 28 年 2 月までの 9 か月間の電気料金を確認した結果、(株)エネットからの電力供給による平成 27 年度の予想削減電気料金は 55,762 千円と試算された（削減率 8.99%）。福島明成高校の光熱水費は、新電力導入以外の努力もあり、36%削減された。

その結果、光熱水費が大幅に削減され、その分が修繕料に使用されている。需用費の光熱水費が減ったからと言って、需用費の修繕料が増えてよいものかと思われる。

## 2 財産収入、生産物売払収入について

### ○ 福島明成高校

学校で作成した農産物（野菜、生花など）を、農産物販売所等で販売している。

平成 27 年度の生産物売払収入は、25,873 千円であった。

#### 販売代金の取扱いについて

学校は、「生産物製作品生産台帳兼生産物製作品出納簿兼生産物製作品出納内訳簿」に、農産物等の受払い、販売単価及び売上金額を記入し、出納担当者及び物品管理権限者が押印することにより農産物等の販売を管理している。

多い時には売上代金が 1 日に 1,000 千円を超える場合もあり、現金管理を慎重に行う必要がある。

農産物等の販売は教職員 2 名以上と生徒で実施している。売上代金の領収書やレシートは発行されないため、販売場に複数の教職員を配置し相互に牽制させることにより、売上代金を私的流用されないようにしている。

売上代金は教職員によって学校に持ち帰られ、指定金融機関に払い込まれる。

#### 【意見】

「生産物製作品生産台帳兼生産物製作品出納簿兼生産物製作品出納内訳簿」では、教職員 1 名の押印しか確認できない。

販売場に 2 名以上の教職員が存在したことを明示するだけでなく、同行した教職員の責任を自他ともに明確にするため、教職員の押印は 2 名で行うことが望まれる。

農産物（野菜、生花）は、天候によって生産量が左右され、価格も変動する。

また、販売時期によっても価格が変動する。

農家の生活も生産量が多いときは価格が安く苦労したり、生産量が少ないときは価格が高く安定したりする。

また、生花などは販売時期で価格が大幅に変動する。農産物の生産に加えて販売技術の知識を得るため、生産物売払収入をいかに増やすか、また、増やすことによって生徒が何か得をするような制度を作ること検討すべきである。

### 3 高等学校通学費支援事業について

〔予算〕 19,760 千円（決算 15,798 千円）

〔目的〕

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴うサテライト校等への通学により、通学環境が大きく変化し、経済的負担が大きくなる生徒への保護者等を支援する。

〔事業内容〕

サテライト校等へ通学する生徒の保護者等に対し、通学費を支援する。

双葉高等学校、浪江高等学校、浪江高等学校津島校、富岡高等学校、双葉翔陽高等学校、相馬農業高等学校飯舘校、小高商業高等学校及び小高工業高等学校の8校に通う生徒290人の保護者等に対し、総額15,798千円が支給された。

関係書類の突合、質問等の監査手続を実施した結果、特に問題はない。

#### 4 高等学校就学支援事業について

〔予算〕 2,905,435 千円（決算 2,853,121 千円）

〔目的〕

授業料無償制の見直しに伴い、所得基準額未満の世帯の生徒に対し国から交付される就学支援金を授業料債権に充てる。

〔事業内容〕

国から交付される就学支援金を受給対象生徒の授業料債権に充てる。

高等学校の授業料は、一時期無償化されていたが、平成 26 年 4 月 1 日より授業料が徴収されることになった。

ただし、就学支援金が支給されることになり、授業料に充当されることになるが、保護者全員の市町村民税所得割額の合計が 304,200 円以上の者は就学支援金が支給されない。市町村民税所得割額が確定するのが毎年 6 月頃である。したがって、新入生の場合、就学支援金の 4～6 月分は前年度の課税証明書により決定され、7 月から翌年 6 月までは当該年度の課税証明書で決定される。

県は、新入生から前年度の課税証明書により高等学校等就学支援金受給資格認定申請書を提出させ、また、全生徒から当該年度の課税証明書により 9 月末までに収入状況届出書を提出させる。

市町村民税所得割額の合計が 304,200 円以上の者を、夫がサラリーマンで妻が専業主婦で子供 3 人（20、17、13 歳）の場合を例にすると、次のとおりである。

（例）夫がサラリーマンで妻が専業主婦で子供 3 人（20、17、13 歳）の場合

前年中の収入及び支出	給与所得	10,000,000 円
	社会保険料の支払額	1,255,000 円
	生命保険料の支払額	100,000 円
	個人年金保険料の支払額	0 円

※ 社会保険料の支払額は概算である。

給与収入 10,000,000 円

給与所得 7,800,000 円

年末調整のための給与所得控除後の給与等金額表による。

所得税と市県民税で所得控除の金額は変わる。

所得控除 項目	所得税	市県民税
社会保険料控除	1,255,000 円	1,255,000 円
生命保険料控除	50,000 円	35,000 円
配偶者控除	380,000 円	330,000 円
特定扶養控除	630,000 円	450,000 円

（妻）  
（20 歳の子供）

扶養控除	380,000 円	330,000 円	(17 歳の子供)
年少扶養	0 円	0 円	(13 歳の子供)
基礎控除	380,000 円	330,000 円	
計	3,075,000 円	2,730,000 円	

市県民税の課税総所得金額

7,800,000 円 - 2,730,000 円 = 5,070,000 円

所得割額

市民税 5,070,000 円 × 6% = 304,200 円

県民税 5,070,000 円 × 6% = 202,800 円

この例によれば、給与収入が 10,000,000 円未満であれば就学支援金は支給される。ちなみにこの場合の所得税の計算は、所得税の課税総所得金額 4,725,000 円 (7,800,000 円 - 3,075,000 円) で、  
所得税 4,725,000 円 × 0.2 - 427,500 円 = 517,500 円となる。

平成 27 年の就学支援金交付額は 2,847,541,368 円であり、受給者数は 25,193 人である。

生徒数が 1 学年 14,382 人、2 学年 14,520 人で合計 28,902 人のため、9 割近くが就学支援金により授業料が無償になっている。

高等学校等就学支援金の支給に関する法律によると、「やむを得ない理由により、申請をすることができなかつた場合において、やむを得ない理由がやんだあと 15 日以内にその申請をしたときは、やむを得ない理由により当該申請をすることができなくなつた日を申請日とみなす」とある。

保護者の事情により 3 月の所得税の確定申告期間まで申告をしなかつた場合や保護者の雇用主が市町村への給与支払報告書を提出しなかつた場合、また、配偶者が仕事をしていない場合は当然扶養に入るが、この記入が漏れた配偶者の場合などは市町村民税の課税証明書が発行されず、慌てて市町村等への申告書の提出や給与支払報告書等を提出しても、市町村からの課税証明書は 8 月になる。この期間、高等学校等就学支援金受給資格申請書及び収入状況届出書を提出できないことになる。この結果、申請書等を提出できないため、就学支援金を受給できないことになり、授業料を納付する必要があり、保護者の行動がやむを得ない理由に該当すれば授業料は返還されることになるはずである。

高等学校等就学支援金事務処理要領（文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室）によれば、「就学支援金の支給に係る事務処理については、法令等に記載される事項以外は就学支援金の支給事業主体である都道府県の判断による取扱いをすることが許容される。」とし、収入状況届出書の提出期限については、「7 月末を目途として都道府県の定める提出期限」としている。

県は、課税証明書がないために高等学校等就学支援金収入状況届出書を期日までに提出できない者については、高等学校等就学支援金受給意向確認書

を7月末までに提出させた上で、9月末までに収入状況届出書が提出された場合には、それまでの授業料は納付させない方式を採用している。

**【意見】**

県は、国が目途とした提出期限の7月末までに申請した者と、県が提出期限とする9月末までに申請した者との人数を把握していない。9月に申請した者に対しては何らかの理由書を提出させ、それを承認する手続が必要と思われる。

市町村民税 304,200 円を払うには、この例によれば年間給与収入は 10,000,000 円である。この者は、社会保険料 1,255,000 円、県民税 202,800 円、所得税 517,500 円と、社会保険料と税金を合せて 2,279,500 円を払っている者であり、かつ、社会保険料は雇用主と折半のため、個人負担と同額の 1,255,000 円を雇用主も払うことになり、合わせると 3,534,500 円である。これだけ社会に貢献しているならば、授業料を無償としても良いのではないかと思われる。

### Ⅲ 施設財産室

#### 1 産業教育・理科教育施設整備事業について

〔予算〕 298,203 千円

〔目的〕

産業教育振興法及び理科教育振興法に定める教育設備を整備する。

〔事業内容〕

産業教育振興法に基づき、老朽化した産業教育設備を更新する。また、理科教育振興法に基づき、理科教育設備整備費補助金を活用して理科設備の整備を行う。

(1) 産業教育設備購入 9校

(2) 理科教育設備購入 19校

本庁及び往査した高等学校において、関係帳表の突合や質問等の監査手続を実施した結果、特に問題はない。



## 2 大規模改造事業について

〔予算〕 6,494,294 千円

〔目的〕

経年劣化した学校設備の内装・外装、電気・給排水衛生設備等の改修を行い、学習環境の整備を図るとともに、耐震性能が低い建物の耐震改修工事を行い、大規模な地震時の安全性を確保する。また、現行の技術基準に適合しない屋内運動場の天井等の落下防止対策を行う。

〔事業内容〕

(1) 高等学校

・校舎	大規模改造工事	29校
・体育館	大規模改造工事	14校
	天井等落下防止対策調査設計	3校

(2) 特別支援学校

・校舎	大規模改造工事	2校
・体育館	大規模改造工事	2校

地方自治法は、売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとしており、契約については一般競争入札が原則とされている。政令で定められた場合のみ指名競争入札、随意契約、せり売りによる契約ができる。

一般競争入札は、理論上、(1) 広く誰にでも入札の機会を与える、(2) できるだけ有利な条件で締結することができる等の長所があり、公平を第一とする地方公共団体の契約方法として最もふさわしいと考えられるからである。ただし、地方公共団体が私人と対等の立場においてする契約の締結方法を規定したものである。

しかし、契約の目的や性質によっては、必ずしも一般競争入札に適しないものがあるため、政令で定める契約については、指名競争入札等の方法によることができるものとしている。

政令で定める契約とは、次に掲げる場合である。

- ① 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約で、その性質又は目的が一般競争入札に適しない契約をするとき。
- ② その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- ③ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

### ○ 随意契約

随意契約による契約ができるのは、次に掲げる場合とする。

- ① 普通地方公共団体の規則で定める額を超えないもの。
- ②～④略
- ⑤ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- ⑥ 競争入札に付することが不利と認められるとき。

- ⑦ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- ⑧ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- ⑨ 落札者が契約を締結しないとき。

また、県の財務規則第 269 条「見積書の徴取」によれば、「契約権者は、随意契約によろうとするときは、契約書案その他見積りに必要な事項を示し、予定価格十万円未満の場合を除くほか、なるべく二人以上の者から見積書を徴し、」とある。

○ せり売り

せり売りによりことができる場合は、動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適している契約をする場合とする。

往査した高等学校で関係帳表の突合や質問等の監査手続を実施した。

設計金額 3 億円未満の工事請負に係る契約事務は、地域の事情に明るくとして、校長が県の出先機関である地方建設事務所の支援を受け実施している。

平成 27 年度は、往査した学校の下記の契約事務が実施されていた。

平成 27 年度耐震対策関係予算状況調べ（H27 現年分）より

工事名		契約日	着工日	完成予定日
請負者名	契約額	変更	変更	現在契約額
○福島明成高校				
耐震改修工事		H27. 11. 2	H27. 11. 2	H28. 7. 31
佐藤工業(株)	77, 652, 000	4, 909, 680	3, 102, 840	85, 664, 520
○安積高校				
管理棟大規模改造 2 期・体育館耐震改修（建築）工事		H27. 9. 28	H27. 9. 28	H28. 3. 31
村越建設(株)	172, 800, 000	—	—	172, 800, 000
管理棟大規模改造 2 期・体育館耐震改修（電気）工事		H27. 9. 28	H27. 9. 28	H28. 3. 31
(株)郡山電機製作所	43, 200, 000	—	—	43, 200, 000
管理棟大規模改造 2 期・体育館耐震改修（機械）工事		H27. 9. 28	H27. 9. 28	H28. 3. 31
(株)石田工業所	37, 800, 000	—	—	37, 800, 000
○安積高校御館分校				
大規模改造工事（建築）		H27. 10. 5	H27. 10. 5	H28. 3. 2
村越建設(株)	61, 020, 000	—	—	61, 020, 000
大規模改造工事（電気）		H27. 10. 5	H27. 10. 5	H28. 3. 2
(株)アサカ電設	15, 120, 000	—	—	15, 120, 000

○会津学鳳高校				
体育館天井診断業務委託		H27. 7. 30	H27. 7. 30	H27. 11. 11
(株)山口設計	3,456,000	△1,316,520	—	2,139,480
第2体育館吊り天井落下防止対策 工事実施設計委託		H28. 1. 8	H28. 1. 8	H28. 3. 31
(株)山口設計	518,400	—	—	518,400
○会津工業高校				
耐震改修(管理教室棟1期)工事		H27. 8. 11	H27. 8. 11	H28. 1. 29
(株)共立土建	83,268,000	747,360	△276,480	83,738,880
大規模改造(北3棟2期)建築工事		H27. 9. 30	H27. 10. 1	H28. 3. 29
檜内建設工業(株)	59,616,000	1,778,760	1,543,320	62,938,080
大規模改造(北3棟2期)電気工事		H27. 9. 30	H27. 10. 1	H28. 3. 28
(株)佐藤電設	25,887,600	957,960	174,960	27,020,520
大規模改造(格技場・会工会館) 建築工事		H27. 11. 17	H27. 11. 18	H28. 3. 28
会津土建(株)	76,442,400	1,100,520	—	77,542,920
大規模改造(格技場・会工会館) 電気工事		H27. 11. 17	H27. 11. 18	H28. 3. 25
(株)目黒工業商会	11,664,000	759,240	—	12,423,240

また、平成26年度契約の下記の工事も実施されていた。

平成27年度耐震対策関係予算状況調べ(H27年度繰越明許費)より

工事名		契約日	着工日	完成予定日
請負者名	契約額	変更	変更	現在契約額
○安積高校				
大規模(建築)工事		H26. 9. 22	H26. 9. 22	H27. 4. 30
村越建設(株)	162,000,000	13,929,840	—	175,929,840
大規模(電気)工事		H26. 9. 22	H26. 9. 22	H27. 4. 30
(株)郡山電機製作所	39,960,000	443,880	—	40,403,880
大規模(機械)工事		H26. 9. 22	H26. 9. 22	H27. 4. 30
(株)石田工業所	56,268,000	922,320	—	57,190,320
○会津工業高校				
大規模改造(北3棟1期)建築工事		H26. 12. 9	H26. 12. 9	H27. 6. 2
田中建設工業(株)	138,348,000	4,272,480	8,265,240	150,885,720
大規模改造(北3棟1期)電気工事		H26. 12. 9	H26. 12. 9	H27. 6. 2
黒沢電設工業(株)	34,560,000	7,371,000	△487,080	41,443,920
大規模改造(北3棟1期)機械工事		H26. 12. 9	H26. 12. 9	H27. 6. 2
八ツ橋設備(株)	26,244,000	496,800	—	26,740,800

○ 福島明成高校

平成 25 年度から耐震改修工事として実施されている。耐震性能が低い建物の耐震改修工事を行い、大規模な地震時の安全性を確保する。

当該工事について、入札書類、支出負担行為調書、工事請負契約書、支払命令書等の関係書類を閲覧し、担当者に質問をした結果、下記意見項目を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【意見】

当該耐震改修工事は、当初、平成 25 年度に予算配分されたものである。しかし、一般競争入札の結果、平成 25 年度及び平成 26 年度は応札がなく不調となったため、平成 27 年度に応札があるまで実施が伸びた。

当該工事は、耐震基準に満たない校舎を補強するものである。生徒が入りやすい校舎であり、できる限り早期に耐震補強を行うべきであったが、応札業者がないという理由で 2 年間実施されなかった。

一方で、当該工事の入札は地域要件が県内となっている。入札参加資格者は形式的に 115 者程度確保されているが、実質的には参加者が少なく、競争性が十分に確保されているとはいえない。このような状況では、臨機応変に地域要件を緩和することも考えられる。

随意契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 に定める要件に該当する場合に限り行うことができる。当該工事のように、競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないとき（8号）は、随意契約とすることも可能と考えられる。

○ 安積高校

当該工事について、入札書類、支出負担行為調書、工事請負契約書、支払命令書等の関係書類を閲覧し、担当者に質問をした結果、下記意見項目を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【意見】

上記工事は、いずれも一般競争入札により工事業者を選定している。いずれの工事も、応札者は 1 ないし 2 者であり、競争性が十分に確保されているとはいえない状況である。

平成 26 年度契約の大規模（機械）工事は応札業者が 1 社のみであり、当初の入札額は予定価格を上回るとして再度入札となり、200,000 円を 2 回、400,000 円切り下げになって契約したが、契約変更により 922,320 円（税込）追加されている。

この業者は平成 27 年にも契約しているが、2 度目の入札金額で工事を実施し、契約変更はない。

○ 会津学鳳高校

当該工事について、入札書類、支出負担行為調書、工事請負契約書、支払命令書等の関係書類を閲覧し、担当者に質問をした結果、下記意見項目を除いて、特に問題となる事項はなかった。

**【意見】**

一般競争入札は、県と私人たる応札企業と対等の立場においてする契約である。県は、応札企業が価格を積算する前提条件を設計費等で提示する必要があるが、当初の設計は適正であったかが問われる問題として下記が挙げられる。

設計料が減額されている。

○ 会津工業高校

当該工事について、入札書類、支出負担行為調書、工事請負契約書、支払命令書等の関係書類を閲覧し、担当者に質問をした結果、下記意見項目を除いて特に問題となる事項はなかった。

**【意見】**

一般競争入札は、県と私人たる応札企業と対等の立場においてする契約である。県は、応札企業が価格を積算する前提条件を設計費等で提示する必要があるが、当初の設計は適正であったかが問われる問題として下記が挙げられる。

設計図に必要なない工事があったので 276,480 円の減額契約されている。

○ その他今回の監査で気が付いた点

**【意見】**

教育委員会は一般競争入札を多用しているが、私人と対等の立場において契約しているのか。

県立高等学校就職促進支援員配置業務においては、一般競争入札で業者を選定しておきながら、収支決算書を提出させ、支出額のみを委託料として支払っている。

さらに、一般競争入札により受託業者が変更されても、そこで働く人たちが前の受託業者の社員を引き継いでいる場合などは、一般競争入札ではなく指名競争入札や随意契約を実施すべきである。

競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約、競争入札に付し、入札者がいないとき、例えば、重要物品の購入について、福島特定原子力施設地域振興交付金事業で取得した財産等に係る管理台帳から、入札価格と最高入札額の比率が 1.3 倍以上の 4 件についての入札結果は、下記のとおりである。

財産の名称 (事業名)	仕様/規格	数量	単価	金額 (円) (A)	入札 参加者 (社)	最高入札額 (円) (B)	(倍) (B/A)
コンバイン(産業教育設備整備事業(農業))	コンバイン	1	6,372,000	6,372,000	2	8,964,000	1.41
電気式デッキオープン(産業教育設備整備事業(農業))	電気式デッキオープン	1	3,056,400	3,056,400	3	5,130,000	1.68
ミキサー(産業教育設備整備事業(農業))	ミキサー	1	1,728,000	1,728,000	3	3,056,400	1.77
原子吸光分光光度計(産業教育設備整備事業(工業))	原子吸光分光光度計	1	2,602,800	2,602,800	2	3,564,000	1.37

物品を購入する場合、メーカーと機種を決めて入札するわけではなく、おおよその仕様書を作成し、国内大手メーカーの県内の代理店が応札参加者となっているため、物品であるがこのような大きな価格差となる。入札参加者が少ないので、指名競争入札や随意契約の採用を検討すべきと思われる。

#### 校長の権限

設計金額3億円未満の工事請負に係る契約については、校長が締結できることになっているが、3億円が大きすぎないか検討する必要がある。

### 3 平商業高校校舎改築事業について

〔予算〕 505,137 千円

〔目的〕

耐震改修工事による耐震化が不可能と判断されたため、改築により耐震化を実施する。

〔事業内容〕

- |             |       |       |                      |
|-------------|-------|-------|----------------------|
| (1) 既存南校舎解体 | R C 造 | 3 階建て | 2,882 m <sup>2</sup> |
| (2) 新南校舎建設  | R C 造 | 3 階建て | 3,889 m <sup>2</sup> |
| (3) 北校舎内部改修 |       | 対象面積  | 1,035 m <sup>2</sup> |

(年次計画)

- |          |   |
|----------|---|
| 平成 25 年度 | 新南校舎基本設計、測量調査                           |
| 平成 26 年度 | 新南校舎実施設計、北校舎内部改修実施設計、既存南校舎解体実施設計、仮設校舎設置 |
| 平成 27 年度 | 新南校舎建設、北校舎内部改修、既存南校舎解体、仮設校舎設置           |
| 平成 28 年度 | 新南校舎建設                                  |
| 平成 29 年度 | 新南校舎建設、仮設校舎解体、電波障害調査                    |

平成 28 年 2 月 8 日福島県議会の議決を得ることを条件とした工事請負仮契約がされた。

建築工事 812,160 千円、電気工事 77,004 千円  
これらの工事の入札は、入札参加者 1 者である。

#### 【意見】

入札参加者を増やさないと、競争入札の利点が少なくなることから、入札参加者を増やすため、電子入札制度の導入を検討する必要がある。

電子入札とは、「参加資格の確認」、「指名通知の確認」、「入札書の提出」、「落札結果の確認」といった入札業務を、インターネットを利用して行うことが可能となるシステムである。入札参加者は自社に居ながらにして入札に参加することができるようになり、入札参加者が増えることが期待される。

さらに、官公庁の入札担当部局と各入札参加業者とをネットワークで結び、一連の入札事務をそのネットワーク経由で行うことができるため、これを活用することにより、手続の透明性の確保（情報公開）、品質・競争性の向上（談合機会の減少）、コスト縮減（業者の移動コスト等）、事務の迅速化などの効果が期待される。

福島県では、県ホームページにて「工事等入札参加資格審査の概要」を掲載している。

地方自治体が、契約の相手方を競争入札の方法で選ぶ場合、入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及

び状況を要件とする資格を定めることができます(地方自治法施行令第167条の5)。そのため、福島県で実施する競争入札に参加を希望される方は、「競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件(福島県告示第59号)[PDFファイル/1.23MB]」に基づき、入札参加資格審査を受ける必要があります。

しかしながら、上記のとおり、福島県教育委員会所管の入札案件は、電子入札制度が導入されていない。通常、入札の場合は、入札の際に福島県庁まで来庁しなければならないだけでなく、仕様書閲覧等に際しても来庁の必要がある。

福島県の面積、市町村の分散度を勘案した場合、当該通常入札は著しく不効率であり、遠方の業者が参加を見送ることも考えられ、入札制度による真の平等な機会が阻害される可能性も考えられる。

福島県教育委員会所管の入札案件について、早期の電子入札導入を検討されたい。



#### 4 盲学校校舎改築事業について

[予算] 488,062 千円

[目的]

耐震改修工事による耐震化が不可能と判断されたため、改築により耐震化を実施する。

[事業内容]

(1) 新教室棟建設 R C造 3階建て 1,280 m<sup>2</sup>

(2) 既存教室棟解体 R C造 3階建て 1,055 m<sup>2</sup>

(年次計画)

平成 25 年度 測量調査

平成 26 年度 新教室棟基本設計、新教室棟実施設計、  
既存教室棟解体実施設計、地質調査、仮設校舎設置

平成 27 年度 既存教室棟解体、新教室棟建設、仮設校舎設置

平成 28 年度 新教室棟建設、仮設校舎解体

建築工事契約 378,000 千円、電気工事 32,832 千円、機械工事 57,780 千円  
入札参加者は、建築工事は 2 者、電気工事は 4 者、機械工事は 1 者である。

## 5 双葉郡中高一貫校整備事業について

〔予算〕 825,425 千円

〔目的〕

「ふたば未来学園高校」が使用する施設の整備を行い、生徒等の学習及び生活環境の確保を図る。

〔事業内容〕

- (1) I 期校舎で使用する人工芝サッカーコート of 整備を行う。
- (2) I 期校舎として設置した仮設校舎等のリースを行う。
- (3) II 期校舎として必要となる施設を整備するため、建築設計及び測量調査等を行う。

(年次計画)

平成 26 年度	I 期校舎等設置
平成 27 年度	II 期校舎等建築設計・測量調査、 I 期校舎サッカーコート整備
平成 28 年度	II 期校舎等敷地造成、II 期校舎等建設
平成 29 年度	II 期校舎等建設
平成 30 年度	II 期校舎等建設、II 期校舎グラウンド造成
平成 31 年度	II 期校舎グラウンド造成、I 期校舎等解体

学校の概要

- 1 高等学校設置学科 全日制 総合学科（全県一学区）
- 2 募集定員 中学校 1 学年 60 名程度 高等学校 1 学年 160 名
- 3 中高一貫教育の実施形態
  - (1) 平成 31 年 3 月まで双葉郡 8 町村の既存の中学校との連携型中高一貫教育
  - (2) 平成 31 年 4 月から併設型中高一貫教育及び連携型中高一貫教育

進捗状況

平成 27 年 4 月 県立ふたば未来学園高等学校開校（広野中学校を I 期校舎として借用）

6 いわき海星高等学校実習船福島丸代船建造事業について

[予算] 11,646 千円

[目的]

いわき海星高等学校の実習船「福島丸」について、生徒の安全確保と老朽化により低下している教育効果の回復を図るため、代船を建造する。

[事業内容]

代船を建造するための概略設計・基本設計を行う。

本庁で関係帳表の突合や質問等の監査手続を実施した結果、特に問題はない。

#### IV 職員課

##### 1 教職員給与等について

教職員給与は、職員の給与に関する条例（昭和 26 年 3 月 27 日福島県条例第 9 号）において、「給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年福島県条例第 4 号）第 8 条の 2 に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬」であると定められている。給与は、給料と諸手当に分けられる。

給料については、下記のとおりである。

名称	概要・支給対象者
給料月額	正規の勤務時間に対する報酬
給料の調整額	特別支援学校の教育職員
教職調整額(※)	超過勤務手当に相当する手当

教職調整額(※)は、教職員は残業手当が馴染まないとして給料月額の 4 % が加算されている。したがって、超過勤務手当はない。

行政職の大学卒程度の初任給は、行政職給料表 1 級 29 号給で 188,400 円であり、教諭の大学卒程度の初任給は教育職給料表 2 級 5 号給 210,500 円と高くなっており、4 % が加算されると 218,920 円となる。

諸手当については、下記のとおりである。

名称		概要・支給対象者
職務給	給料の特別調整額	管理・監督の地位にある職員
生活給	扶養手当	扶養親族のある職員
	地域手当	民間賃金の高い地域に勤務する職員
	住居手当	借家に居住している職員
	通勤手当	勤務公署まで 2 km 以上ある職員
	単身赴任手当	異動に伴い単身赴任した職員
地域給	寒冷地手当	①支給地域に勤務している職員 ②指定公署に在勤する職員のうち、当該公署の所在する市町村又は支給地域に居住する者
	特地勤務手当	特地公署等に勤務している職員
	特地勤務手当に準ずる手当	特地公署、準特地公署等への異動に伴い住居を移転した職員
	へき地手当 (市町村立学校職員のみ)	へき地学校等に勤務している職員
	へき地手当に準ずる手当 (市町村立学校職員のみ)	へき地学校等への異動に伴い住居を移転した職員

勤務条件給	超過勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員
	管理職員特別勤務手当	週休日又は休日等に勤務した管理職員
勤務の特殊性	特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康又は困難などの特殊な勤務に従事する職員 支給実績の多い手当は、修学旅行等の引率指導業務、対外運動競技への引率指導業務、部活動指導業務
	義務教育等教員特別手当	県立学校又は市町村立学校に勤務する教育職員
	定時制通信教育手当	定時制通信制の授業を担当する教育職員
	産業教育手当	産業教育に従事する教育職員
賞与	期末手当	民間ボーナスの一律支給分
	勤勉手当	民間ボーナスの成績査定分

職員の給料表は次のとおりである。

- 一 行政職給料表（別表第1）
- 二 公安職給料表（別表第2）
- 三 教育職給料表（別表第3）
- 四 研究職給料表（別表第4）
- 五 医療職給料表（別表第5）

教育職給料表は、県立高等学校及び県立特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員である職員並びに県立中学校（会津学鳳中学校）に勤務する教頭、教諭、養護教諭、講師、助教諭及び養護助教諭のうち、当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校に兼ねて勤務を命ぜられた職員並びにその他の職員で人事委員会規則で定めるもの（以下「教育職員」という。）に適用する。

その他に、福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例があり、上記以外の小中学校の給料表がある。

教育職員の給料表は次のとおりである。

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	157,800	203,400	336,600	428,000
	2	159,300	205,100	338,900	429,800
	3	160,800	206,900	341,200	431,600
	4	162,300	208,600	343,600	433,400
	5	164,100	210,500	345,800	435,000

	～中略～				
	15	184,600	228,800	367,700	453,200
	16	186,800	230,800	369,800	455,100
	17	189,300	232,800	371,700	456,700
	18	191,900	235,500	373,700	458,600
	19	194,500	238,200	375,700	460,400
	20	197,000	241,000	377,800	462,300
	21	199,600	243,700	379,700	464,000
	～中略～				
	25	206,500	255,200	387,400	471,000
	26	208,200	257,900	389,300	472,700
	27	209,900	260,500	391,200	474,300
	28	211,600	262,900	393,100	476,000
	29	213,300	265,500	394,900	477,500
	30	215,000	268,000	396,900	478,900
	31	216,700	270,200	398,900	480,200
	32	218,500	272,500	400,900	481,600
	33	220,000	274,800	402,800	482,700
	34	221,800	277,000	404,400	483,400
	35	223,600	279,300	406,100	484,100
	～中略～				
	152	336,100	428,600		
	153	336,300	429,000		
再任用職員		239,700	281,100	339,500	426,200

職員の職務は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づいて前条の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、次に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務として人事委員会規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

教育職給料表等級別基準職務表は、次のとおりである。

職務の級	基準となる職務
1 級	1 高等学校の養護教諭（任用の期限を付さないものを除く。）、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務 2 中学校の養護教諭（任用の期限を付さないものを除く。）、講師、助教諭又は養護助教諭の職務

	3 特別支援学校の養護教諭(任用の期限を付さないものを除く。)、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舍指導員の職務
2 級	1 高等学校の教諭又は養護教諭(任用の期限を付さないものに限る。)の職務 2 中学校の教諭又は養護教諭(任用の期限を付さないものに限る。)の職務 3 特別支援学校の教諭又は養護教諭(任用の期限を付さないものに限る。)の職務
3 級	1 高等学校の副校長又は教頭の職務 2 中学校の教頭の職務 3 特別支援学校の教頭の職務
4 級	1 高等学校の校長の職務 2 特別支援学校の校長の職務

教育職給料表初任給基準表は、次のとおりである。

職種	学歴免許	初任給
教諭並びに養護教諭及び講師(任用の期限を付さないものに限る。)	博士課程修了	2 級 33 号給
	修士課程修了又は専門職学位課程修了	2 級 17 号給
	大学卒	2 級 5 号給
	短大卒	1 級 15 号給
助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舍指導員(任用の期限を付さないものに限る。)	大学卒	1 級 25 号給
	短大卒	1 級 15 号給
	高校卒	1 級 5 号給
養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舍指導員(任用の期限を付さないものを除く。)	大学卒	1 級 21 号給
	短大卒	1 級 11 号給
	高校卒	1 級 1 号給

教諭の初任給を給料表に当てはめると下記のとおりになる。

学歴免許	級、号給	金額
博士課程修了	2 級 33 号給	274,800 円
修士課程等修了	2 級 17 号給	232,800 円
大学卒	2 級 5 号給	210,500 円

教員免許を取得している者の初任給が学歴で差が出る理由として、「教育委員会による推察」は次の点によるものとしている。

- 専修免許状を取得できるため。
- 大学院で次の点を習得しているため。
  - ・ 大校課題に即した学校マネジメント、教科指導、生徒指導、学級経営などについて、専門的知見に基づく高度の実践的指導力。

- ・ 新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員及び管理職候補者をはじめとするスクールリーダーとなるような現職教員としての教員集団を指導しうる能力。

修士課程は2年、博士課程は5年の経験年数に加算する場合、昇給基準によると1年4号給昇給するので大学卒5年、修士課程等修了3年はそれぞれ19号と11号が加算され、博士課程修了と並ぶ。

大学卒5年目、修士課程等終了3年目は博士課程修了と同じ年齢であるが、下記のとおり差が出る。

学歴免許、経験	級、号給	金額
博士課程修了	2級 33号給	274,800円
修士課程等終了、3年	2級 28号給	262,900円
大学卒、5年	2級 24号給	252,500円

- 教員になるためには、教員免許状が必要である。その免許状には、短大卒業程度の二種免許状、大学卒業程度の一種免許状、大学院修士課程修了程度の専修免許状がある。
- 修免許状は、一種免許状を基礎にして、大学院で所定の単位を修得し、修了することで取得できる免許状である。つまり、専修免許状は、一種免許状の上位の免許状である。
- 専修免許状は、大学院修士課程修了レベルの資質の高い教員を確保するとともに、一種免許状を有する現職教員が専修免許状を取得する道を開くことによりその研修意欲を助長することをねらいとして創設された
- 専修免許状を取得するには、次の2パターンある。
  - ① 新規大学院修了者
    - ・ 修士の学位を取得し、所要の教科に関する科目や教職に関する科目等の単位を修得した者に授与される
  - ② 現職教員（一種免許状を有する者）
    - ・ 教育職員免許法では、現職教員の研修意欲を助長し、資質能力の向上を図るため、現職教員の研修等が免許状に反映される仕組みとなっている。
    - ・ 具体的には、専修免許状を取得する場合には、3年の在職年数があつて、講習等により15単位修得し、教育職員検定に合格した者は専修免許状を取得できる。
    - ・ 現職教員の研修意欲を助長し、資質能力の向上を図るため、所定の在職年数と単位取得により、教育職員検定で上位の免許状（専修免許状）を取得できることとなっている。

#### 【意見】

年齢が同じでも学歴によって差が出ているが、専修免許状を取得してもその手当はない。一種免許状を有する現職教員も、専修免許状を取得したならば手当がつくような制度にし、現職教員の研修意欲を助長し、資質能力の向上を図ることを検討されたい。



## 2 給料切替に伴う経過措置について

職員の給料表は、平成 18 年 4 月 1 日、景気の悪化により民間企業より高くなった中高年職員の給料引下げ及び優秀な職員を採用するため、若年職員の給料を上げるため給料表の切り替えが実施された。ただし、切り替えにより給料が減る職員に対して、次のような経過措置が実施されている。

### ○平成 18 年 4 月 1 日給料切替えに伴う経過措置

平成 18 年 4 月 1 日（以下「平成 18 年切替日」という。）の前日から引き続き在職する一般職の職員について、平成 18 年切替日における給料月額が平成 18 年切替日の前日（平成 18 年 3 月 31 日）において受けていた給料月額に 100 分の 98.93 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。以下「平成 18 年切替前給料月額」という。）に達しない職員に対しては、平成 28 年 3 月 31 日までの間、以下のとおりとする。

- (1) 平成 26 年 3 月 31 日までにあっては、給料月額のほか、平成 18 年切替前給料月額と当該職員の受ける給料月額との差額に相当する額（差額相当額①）を支給する。
- (2) 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までにあっては、給料月額のほか、差額相当額①から平成 18 年切替前給料月額と平成 26 年 3 月 31 日の給料月額との差額に相当する額（差額相当額②）に 3 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下「減額基準額①」という。）（減額基準額①が差額相当額①を超えるときは、当該差額相当額①）を減じた額を支給する。
- (3) 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までにあっては、給料月額のほか、差額相当額①から減額基準額①に 2 を乗じて得た額（その額が差額相当額①を超えるときは、当該差額相当額①）を減じた額を支給する。

この結果、若年職員の給料は引き上げられ、中高年職員の給料は経過措置により短期的には上昇が抑えられ、長期的には人件費の引き下げにつながっている。

### 【意見】

平成 18 年は、バブル崩壊後失われた 10 年と言われた平成 14 年の 4 年後である。民間企業は、給料引下げや経費の削減などにより生き残りをかけた戦いをしていた時期である。県も職員の給料を引き下げのため、給料表の切り替えが実施されたが、経過措置があり給料水準の引き下げは緩やかであった。

現在国は、デフレ脱却を掲げ、民間企業への賃上げを要求しているが、デフレ脱却は困難な状況にある。

国は、物価が上昇するインフレ傾向時に為替相場も対ドル等に対し安定し、輸出企業の経営が安定し、賃上げもでき、税収も増加するのでインフレ状況が望ましい。そのために、国がすべき施策は民間企業のような経費

削減ではなく、国の歳出を増やすことである。

経過措置が平成 28 年 3 月 31 日まで 10 年に及び、期間が長すぎないかという問題がある。

次のとおり、平成 22 年 12 月 1 日給与改定に伴う 55 歳を超える職員の給料の減額支給、平成 25 年 4 月 1 日技能労務職の給料切替えに伴う経過措置、平成 25 年 3 月 31 日において平成 18 年 4 月 1 日切替えに伴う経過措置の適用を受ける技能労務職員、平成 27 年 4 月 1 日給料切替えに伴う経過措置がある。

- 平成 22 年 12 月 1 日給与改定に伴う 55 歳を超える職員の給料の減額支給  
55 歳を超える職員で次の表に該当する職員の給料については、平成 32 年 3 月 31 日までの間、50 歳台後半層職員の給与水準の是正のため 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、当該職員の給料から 100 分の 0.9 を乗じて得た額に相当する額を減額して支給する。

給 料 表	職務の級
行 政 職 給 料 表	6 級以上
教 育 職 給 料 表	4 級
小学校・中学校教育職給料表	4 級

- 平成 25 年 4 月 1 日技能労務職の給料切替えに伴う経過措置  
平成 25 年 4 月 1 日（以下「平成 25 年切替日」という。）の前日から引き続き在職する技能労務職の職員について、平成 25 年切替日における給料月額が平成 25 年切替日の前日（平成 25 年 3 月 31 日）において受けていた給料月額（以下「平成 25 年切替前給料月額」という。）に達しない職員に対しては、平成 30 年 3 月 31 日までの間、以下のとおりとする。
- (1) 平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までにあつては、給料月額のほか、平成 25 年切替前給料月額と当該職員の受ける給料月額との差額に相当する額（差額相当額③）を支給する。
  - (2) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までにあつては、給料月額のほか、差額相当額③から平成 25 年切替前給料月額と平成 27 年 3 月 31 日の給料月額（平成 28 年 3 月 31 日の給料月額が平成 27 年 3 月 31 日の給料月額を超える場合にあつては、平成 28 年 3 月 31 日の給料月額）との差額に相当する額（差額相当額④）に 3 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下「減額基準額②」という。）（減額基準額②が差額相当額③を超えるときは、当該差額相当額③）を減じた額を支給する。
  - (3) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までにあつては、給料月額のほか、差額相当額③から減額基準額②に 2 を乗じて得た額（その額が差額相当額③を超えるときは、当該差額相当額③）を減じた額を支給する。

○ 平成 25 年 3 月 31 日において平成 18 年 4 月 1 日給料切替えに伴う経過措置の適用を受ける技能労務職員

(1) 平成 26 年 3 月 31 日までにあつては、給料月額のほか、平成 18 年切替前給料月額と当該職員の受ける給料月額との差額に相当する額（差額相当額⑤）を支給する。

(2) 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までにあつては、給料月額のほか、差額相当額⑤から平成 18 年切替前給料月額と平成 25 年 3 月 31 日の給料月額（平成 26 年 3 月 31 日の給料月額が平成 25 年 3 月 31 日の給料月額を超える場合にあつては、平成 26 年 3 月 31 日の給料月額）との差額（差額相当額⑥）に相当する額に 3 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下「減額基準額③」という。）（減額基準額③が差額相当額⑤を超えるときは、当該差額相当額⑤）を減じた額を支給する。

(3) 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までにあつては、給料月額のほか、差額相当額⑤から減額基準額③に 2 を乗じて得た額（その額が差額相当額⑤を超えるときは、当該差額相当額⑤）を減じた額を支給する。

ただし、平成 25 年 3 月 31 日の給料月額が平成 18 年 3 月 31 日における給料月額を上回る場合または平成 28 年 4 月 1 日以降については、上記（平成 25 年 4 月 1 日技能労務職の給料切替えに伴う経過措置）のとおり支給する。

○ 平成 27 年 4 月 1 日給料切替えに伴う経過措置

平成 27 年 4 月 1 日（以下「平成 27 年切替日」という。）の前日から引き続き在職する一般職の職員について、平成 27 年切替日における給料月額が平成 27 年切替日（平成 27 年 3 月 31 日）において受けていた給料月額（以下「平成 27 年切替前給料月額」という。）に達しない職員（平成 18 年 4 月 1 日給料切替えに伴う経過措置適用者及び平成 25 年 4 月 1 日技能労務職の給料切替えに伴う経過措置適用者を除く。）に対しては、平成 32 年 3 月 31 日（技能労務職の職員にあつては平成 33 年 3 月 31 日）までの間、給料月額のほか、平成 27 年切替前給料月額と当該職員の受ける給料月額との差額に相当する額（差額相当額⑦）を支給する。

なお、55 歳を超える職員については、前述のとおり支給するものとし、現給保障額については、平成 27 年切替前給料月額とする。

### 3 給与の手当について

高等学校に往査し、給与の手当の支給基準を調査した結果、問題と思われるものは下記のとおりである。

#### ① 特殊勤務手当（部活動）

平成 27 年度時点では、部活動指導業務として、休日に出勤しても 2 時間以上 4 時間未満は 1,500 円、4 時間以上は 3,000 円である。4 時間以上は 3,000 円ということは、4 時間以上は何時間従事しても 3,000 円と上限が決まっている。

部活動が活発な学校では、運動部を中心に 8 時間以上、ケースによっては朝 8 時から夕方 18 時までなど、10 時間従事している者もいる。その場合、時給換算すると 300 円になる。

往査高校において 9 月の休日及び大型連休中の部活動指導業務の実績を見たが、土日祝日と連続している者もいる。例を挙げると下記のとおりである。

#### ○ 平成 27 年度 9 月分特殊勤務実績簿より

安積高校 部活動指導業務（○○部）

従事月日	曜日	開始時間	終了時間	従事時間数	2 時間以上 4 時間程度 未満 1,500 円	4 時間程度 3,000 円
9 月 5 日	土	7:30	16:30	9	—	3,000
9 月 6 日	日	6:30	17:30	11	—	3,000
9 月 19 日	土	15:30	17:30	2	1,500	—
9 月 20 日	日	15:30	17:30	2	1,500	—
9 月 22 日	祝	8:00	18:00	10	—	3,000
9 月 23 日	祝	7:30	17:30	10	—	3,000
9 月 26 日	土	7:00	18:00	11	—	3,000
9 月 27 日	日	7:00	18:00	11	—	3,000
合計				回数	2	6
				金額	3,000	18,000

#### ○ 平成 27 年度分特殊勤務実績簿より

会津学鳳中学校 教員特殊業務手当（○○部）

従事時間日	曜日	開始時刻	終了時刻	従事時間数	手当額
9 月 5 日	土	7:15	15:40	8:25	3,000
9 月 6 日	日	7:00	16:40	9:40	3,000
9 月 12 日	土	9:00	13:00	4:00	3,000
9 月 20 日	日	8:30	13:30	5:00	3,000
9 月 22 日	祝	7:45	16:00	8:15	3,000
9 月 26 日	土	8:30	13:30	5:00	3,000
				6 回	18,000 円

このような状況に対して、文部科学省は、平成 27 年度 3,600 円、28 年度には 4,200 円、29 年度には 4,800 円に増額するという対策をする予定であった。しかし、27 年度は予算要求したが認められず、28 年度は「手当増額が多忙化・負担増を招くことにつながりかねない」ということで要求を見送った経緯があるとのことで、現状は、29 年度の予算において、3,600 円で要求をしている。

したがって、現状、長時間部活動を行っている教員にとっては大きな改善になっていない。

#### 【意見】

長時間の拘束及び生徒の安全管理、技術指導、人格教育を継続的に行っている教員の手当としては安いと思われるため、部活動指導業務の報酬について改善が必要である。また、特定の教諭・講師に過剰な負担とならないように、数人で分担し、特に休日祝日の顧問活動は同一の方のみが担当しないようにすべきである。

#### ② 高速道路利用の通勤手当

現行の運用では、土日を除いて月に 7 日を超えて高速自動車国道等を利用しない場合、「高速自動車国道等利用料金」の額は一切支給されず、「自動車等使用職員の片道の使用距離に応じた額」のみ支給となっている。そのため、土日を除いた日数が 20 日間である月の場合、7 日間高速自動車国道等を使用しない場合（使用した日数は 13 日）は高速自動車国道等利用料金が満額支給されるのに対して、1 日多い 8 日間使用しない場合（使用した日数は 12 日）は、高速自動車国道等利用料金は一切支給されず個人負担となってしまい、両者間で不平等が大きい取扱いがなされている。

また、同様の土日を除いた日数が 20 日間である月の場合で 7 日間高速自動車国道等を使用しない場合（使用した日数は 13 日）という前提の場合においても、実際に 13 日間しか高速自動車国道等を使用していないにもかかわらず、21 日分に相当する利用料金の支給が行われており、過大な手当の支給となっている部分もある。

例えば、福島西・会津若松 I C 間を月 13 日通勤で利用した場合、支給される高速道路利用通勤手当は 30,927 円であり（ETC 利用、かつ、平日朝夕割引還元率 50%適用後）、月 12 日利用時はゼロであることから大きな乖離がある。

#### 【意見】

高速自動車国道等を利用する日数に左右されず、かつ、適切な金額の支給となるように、使用実績に応じた手当の支給ができるような制度への見直しも検討する必要があると考えられる。

#### 4 教職員の多忙化の解消について

教職員は最大の教育資源であるべき存在であるが、文部科学省が精神科疾患の休職者の推移を発表したり、教職員の勤務状況は厳しいものになっていると思われる。教職員には残業手当が馴染まないとして教職調整額が支給されているため、超過勤務手当などで超過勤務の状況は把握できない。

福島県教育委員会では、平成20年2月に学校における教職員の多忙化解消ワーキンググループを設置し、多忙化解消に係る県教育委員会において取り組むべき事項について検討・実施してきた。

平成24年度には、多忙化解消の取組に活用できる主な事例を学校種別にまとめ紹介した「学校運営の効率化のための取組事例集」を作成し、続く平成25年度には「同事例集Ⅱ」を作成し、各所属等において学校運営の効率化についての検討等に資することを目的に配布した。また、平成26年度は、活用状況についてのアンケート調査を行い、より一層の校務運営の効率化が進展するよう、啓発に努めてきた。

平成27年度は、教職員の長時間勤務者の削減と時間外勤務時間の削減を目指して効果的な取組を行っている学校を選定し、その具体的取組の成果等についての実践レポートを集約した新たな事例集「学校運営の効率化のための取組事例集Ⅲ～学校運営の効率化のための実践レポート集Ⅱ」を作成した。

同上の実践レポートによれば、小中学校10校、県立学校（高等学校、特別支援学校）11校の実践が報告されている。報告書には、次の項目がある。

- ① 取組テーマ
- ② 問題点
- ③ 改善目標
- ④ 手立て
- ⑤ 取組経過
- ⑥ 取組の結果

県立学校11校の取組テーマ及び問題点は、次のとおりである。

##### ○ 若松商業高等学校

取組テーマ 会議・打合せの在り方についての改善

《問題点》

議題以上に報告・連絡事項が多いため、成績判定及び進級判定など、時間を要する議題がある場合、勤務時間終了時刻まで会議がかかり、場合によっては報告・連絡事項がすべて伝達できず、翌日以降の朝の打合せに回す場合もある。勤務時間終了からの時間外勤務における会議は行っていないことから、会議終了後からの教材研究を始め、担任においては学級経営に係る業務をこなさなければならない。また、本校の職員の中には、高体連を始めとする各種外部団体の役職を引き受けている職員も多く、校務分掌以外での業務処理においても多忙化を生み出している。

このようなことから、会議時間を短縮することにより生み出される時間を有効に活用し、長時間勤務の軽減を図らなければならない。

○ 郡山養護学校

取組テーマ 学校評価委員会を活用した校務の効率化・スリム化の取組

《問題点》

教職員が200名を超える大きな組織で、教職員は会議・打合せの回数や事務処理の量が多く、とにかく忙しい学校という意識を強く持っている。

全体的に会議の時間が長く、勤務時間内に教材研究や校務処理の時間が確保できないことがある。

○ 福島東高等学校

取組テーマ 部活動時間等の工夫

《問題点》

本校生徒は入学時から文武両道の意識が高く、勉強・部活動ともに頑張りたいと思って入学してきている。

部活動の加入率が高く、各部の各種大会での目標設定や生徒たちの要求水準も高いため、練習の量や質もかなりのものが求められる。

上位大会に進出する部活動も多いため、大会の参加日数なども多くなる傾向にある。

指導や引率に当たる教員の時間外勤務などの負担が大きくなっている。

○ 福島南高等学校

取組テーマ 在校時間の縮減に向けた部活動指導の具体的な取組

《問題点》

本校においては、下校時間の取り決めはあるものの部活動指導時間の取り決めがなく、部活動の大会がある月は指導時間を含めた在校時間が100時間超になる教職員が多数でてきており、健康上の心配がある。

土曜日、日曜日にも部活動を行うため、生徒が家庭学習時間を十分にとることができない。

○ 郡山北工業高等学校

取組テーマ 効果的な部活動指導

《問題点》

職員会議、運営委員会等の会議が放課後に実施されているため、部活動終了後に校務を行わなければならない、定時退勤は難しい。

土曜日、日曜日等に部活動の指導を行うなど、週休日の指導に負担をかけている。

○ 田村高等学校

取組テーマ 部活動の取組について

《問題点》

普通科、体育科を有する本校では文武両道を掲げ、特に部活動の活性化を推進し学校の特色化を図っている。その成果が多く部の活動の東北大会、全国大会への出場という実績につながっている。技能を向上させるためには、県内外への遠征、合宿等の強化練習を週休日や長期休業中

に数多く行う必要がある。そのため、在校時間調査においても月 100 時間超えの者が一定の割合でカウント（具体的には一大会又は合宿等を実施すれば、確実に数値が数十時間増）されることとなり、この調査の数値を一気に下げることが現状としては困難な面がある。なお、振替休日の完全消化については改善の余地がある。

○ 若松商業高等学校

取組テーマ 生徒会組織の在り方についての改善例

《問題点》

在校時間調査における勤務超過時間が 100 時間を超える職員について、健康面に不安が懸念される。

学校経営・運営ビジョンの「文武両道の学校づくりの推進」を受け、各部活動における指導時間が長く、特に運動部を中心にこの傾向がみられる。

○ 田島高等学校

取組テーマ 教職員の多忙化解消の一考察 部活動の精選を中心に

《問題点》

本校は過疎化、少子高齢化及び生徒保護者の進路先選択の多様化等により、募集定員の削減が繰り返されてきた学校である。平成 7 年には普通科、農林科合せて 6 クラス（240 人）だったのが、平成 13 年、平成 15 年及び平成 21 年に 1 クラスずつ削減され、普通科 3 クラス（120 人）規模の学校となった。さらに、平成 28 年度には 1 クラス減となり、2 クラス（80 人）定員となる。当然のことながら教職員の定数も削減されてきたが、教職員の本来あるべき姿から、無理をしてでも生徒一人一人の活動意欲や個性を尊重し、生徒の進路希望に手厚く対応しながらその実現を保障していこうと、学級減に伴う業務の精選がその都度、計画的になされてこなかった。また、平成 17 年度より連携型中高一貫教育事業がスタートし、新たな業務が加わったことも多忙化に拍車をかけている。そんな中、独立校として最小規模の学校になることとなり、このままでは公務の遂行が非常に厳しい状況となった。平成 28 年度からの学級減に対応し、今後の田島高校のあるべき姿を模索しながら、限られた教職員数で最大の教育効果をもたらすために業務の精選を行う見直しが待ったなしとなっている。

課題は山積みであるものの、平成 27 年度末にかけては喫緊の課題である部活動の精選を中心に取り組んでいるところである。まず当面の取組として、部活動の精選を図りたい。部活動数が減ることで、一つの部活動に割り当てる教職員数を、特に活動が活発な部活動で増やすことが可能となる。部活動の顧問にとって、生徒を直接指導する時間は、例え勤務時間外であっても（そのこと自体は改善すべき重要な課題であるものの）、指導が熱心な教職員ほど苦にならないのが実情である。（以下略）



○ いわき総合高等学校

取組テーマ 効果的な部活動指導

《問題点》

部活動終了後に分掌業務、教材研究をしているため定時退勤は難しい。  
スポーツ施設が不足していることにより、安全に練習するための場所  
が確保できず、運動部の部活動時間が長時間になる。

○スポーツ施設(屋内) 設置部活動(屋内競技) 136名

- ・第一体育館
  - ・第二体育館
  - ・トレーニング室
  - ・格技場(耐震改装中)
- ・バスケットボール部  
(男子27名、女子30名)
  - ・バレーボール部(女子18名)
  - ・卓球部(男子8名、女子8名)
  - ・剣道部(男子5名、女子6名)
  - ・ハンドボール部  
(男子18名、女子16名)

○スポーツ施設(屋外) 設置部活動(屋外競技) 126名

- ・校庭
  - 野球(一面)
  - ソフトボール(一面)
  - サッカー(一面)
  - ・テニスコート(三面)
- ・野球部(17名)
  - ・ソフトボール部(13名)
  - ・陸上部(男子13名、女子16名)
  - ・サッカー部(37名)
  - ・ソフトテニス部(17名)
  - ・硬式テニス部  
(男子15名、女子10名)

○ 相馬農業高等学校

取組テーマ 効果的な部活動指導

《問題点》

校務分掌や教材研究・生徒指導・会議等の業務が多忙のため、部活動  
を十分に始動できないことがある。

職員会議を始めとする諸会議に時間が割かれ、勤務時間終了後に部活  
動の指導をすることが多い。

部活動(馬術・ボクシング部等)によっては、教員では技術的な指導  
が難しい。

○ 磐城高等学校

取組テーマ メリハリのある校務処理

《問題点》

本校の教員は、教科指導や部活動指導のほか、各種事務処理、放課後  
の生徒からの質問への対応、保護者への対応など突発事項への対応もあ  
り、予定通りに仕事を進められず、日々残業となってしまう傾向にある。

このため、機械警備開始時刻を延長する教員が出た場合、他の教員も  
残業してしまうことが少なくない。

部活動が活発で、運動部はもとより文化部においても各種全国大会や  
コンテストに出場している。このため、各部の顧問は、練習試合や遠征、

コンテストの発表準備のために放課後のみならず、土日等も熱心に指導を行っており、在校時間が月 100 時間を超過する教員が少なくない。

今後、各学校や各市町村教育委員会で、学校運営の効率化について検討する際にこの冊子が有効に活用されるとともに、掲載されている事例の成果やノウハウを校種を超えて共有し、新たなマネジメントの推進につながる創意と工夫のある取組を進めることにより、子供たちと向き合う時間が確保され、ひいては学校教育の一層の充実が図られることを期待しますとされている。

### 【意見】

長時間勤務の原因として、会議の多さや部活動を挙げている場合が多い。月の在校時間が 100 時間を超える者が複数いると報告される学校もある。田島高等学校は、募集定員の削減に伴って教職員の定数も削減されていること、また、中高一貫教育事業がスタートしたことにより業務量が増え、校務の遂行が非常に厳しい状況になった。そこで、喫緊の課題として部活動の精選を中心に取り組んでいる。その他、相馬農業高等学校などは部活動によっては教員では技術的な指導が難しい場合に外部コーチを効果的に活用するなどしている。

教職員の多忙化を解消し、教育に全力で取り組めるように次のような方策をとることを検討すべきである。

県は、会議の仕方についても統一的な方法を検討して、短時間で効率的な会議を行うよう指導すべきではないかと思われる。

部活動についても教育の一環としているが、引率以外の指導については教員免許を必要としないことから、外部指導員の活用を積極的に進めることが必要であると思われる。

## V 高校教育課

### 1 高等学校の統廃合について

教育委員会発行の教育年報(2014)によると、平成17年の全日制の学校は、本校85校、分校は6校、平成26年度は本校83校、分校5校である。

高等学校の入学定員は、平成17年18,450人、平成26年15,370人で3,080人定員が減っている。3,080人の定員減を本校2校と分校1校の統廃合以外は、各校の定員減でカバーしている。平成27年の定員は、14,810人である。平成27年の学校の閉鎖はない。

県立学校の定員

定員(人)	校数(校)	人数(人)
320	5	1,600
280	13	3,640
240	13	3,120
200	12	2,400
160	7	1,120
120	10	1,200
80	17	1,360
70	3	210
40	4	160
計	84	14,810

} 1,730人 11.7%

定員320人の高校は、県北地区は福島高等学校と橘高等学校、県中地区は安積高等学校と安積黎明高等学校、いわき地区は磐城高等学校である。

定員80人以下の高校が24校あり、定員は1,730人である。

高等学校入学者の減少については、下記のような統廃合による対応もあるが、それ以外は大部分を定員の削減で対応している。高等学校も集団教育という点を考えれば、ある一定の規模を維持する統廃合が必要であると考えられる。

県の統廃合に関する方針基準と実績は、次のとおりである。

高等学校の統廃合について(平成28年9月15日高校教育課)

#### 1 統廃合の基準

現行の県立高等学校改革計画(平成11年3月策定)における高等学校の統廃合に関する基準は以下のとおりである。

##### (1) 隣接校の統合の基準

同一町内にある2校、又は同一市内にあり統合が可能と考えられる2校については、1学年の学級数が2校合わせて6～8学級になる場合に統合する。

また、生徒減少の状況によっては、隣接する市町村にある2校について

も統合を検討する。

## (2) 分校の生徒募集停止の基準

1 学年 1 学級規模の分校において、入学者数が募集定員の 1/2 以下の状態が 3 年続いた場合、その地域の進学を希望する生徒にとって通学可能な高等学校が他にあることなどを条件に、原則として生徒の募集を停止する。

## 2 統廃合の実績

### (1) 隣接校の統合

異なる大学科の高等学校の統合は、2 例の実績がある。

① 棚倉高等学校（普通科）と東白川農商高等学校（農業科、商業科）の統合

② 喜多方商業高等学校（商業科）と喜多方工業高等学校（工業科）の統合

### ○統合に至る経緯

①の両校は東白川郡棚倉町内にある高等学校であり、②の両校は喜多方市内にある高等学校であることから、「隣接校の統合の基準」に該当するとして、平成 16 年度から、当該校の教職員によるワーキンググループや関係自治体・学校関係者等による高等学校改革懇談会で協議を行い、統合に向けた準備を進めた。

その結果、それぞれ新たな統合高等学校として以下のとおりスタートを切った。

① 修明高等学校（学年 6 学級）（文理科、農業科、商業科）（平成 21 年 4 月 1 日）

② 喜多方桐桜高等学校（学年 6 学級工業科、商業科）（平成 22 年 4 月 1 日）

※ 小高産業技術高等学校（平成 29 年 4 月開校予定）

小高商業高等学校（商業科 2 学級）と小高工業高等学校（工業系 4 学級）の計 6 学級規模の学校として開校する予定である。

### (2) 分校の生徒募集停止

分校の生徒募集停止は 1 例の実績がある。

① 富岡高等学校川内校（平成 20 年度生徒募集停止→平成 22 年度閉校）

※ 小野高等学校平田校（平成 29 年度生徒募集停止の予定）

## 3 統廃合等に関する県教育委員会の取組

現行の県立高等学校改革計画策定から 10 数年が経過していること、東日本大震災により相双地区を中心に大幅な人口移動があったこと、少子高齢化の波は今後も大きく進むことが予想されること等を踏まえ、平成 28 年 5 月 26 日、震災で中断していた「学校教育審議会」を再開し、以下の 4 点について意見を求めている。

① 社会の変化に的確に対応できる生き抜く力を育む本県高等学校教育の在り方

② 魅力ある教育活動を推進するための学校規模、学校・学科の配置

③ 過疎・中山間地域の教育環境の在り方

④ 多様な学習内容の確保及び教育の質の向上

今後、学校教育審議会から答申をいただき、県教育委員会として新たな県立高等学校改革計画の策定に向けた検討を進めていく予定である。

学校規模については、上記隣接校の統合基準にあるように1学年の学級数が6～8学級になる場合は統合するとあり、1学級40人を想定しているので、1学年240～320人の規模を想定している。

平成28年8月に青森県教育委員会が「青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針」を発表している。その中で、全日制過程における学校規模の方向性を次のように挙げている。

#### (1) 学校規模の標準

##### ア 基本となる学校規模

- 各高等学校においては、大学等への進学や就職等により幅広い進路選択に対応できる教科・科目を開設するとともに、学校行事を始めとする特別活動等の充実や多様な部活動の選択肢を確保することにより、高等学校段階で身に付けるべき「確かな学力」、「逞しい心」や学校から社会への円滑な移行に必要な力等を育成することができるよう、1学年当たり4学級（160人）以上の規模を標準とします。

##### イ 重点校・拠点校の学校規模

###### (ア) 重点校の学校規模

- 重点校は、選抜性の高い大学への進学に対応した取組とともにグローバル教育や理数教育等の特定の分野の学習における先進的な取組等、今後求められる人材の育成に向けた特色ある教育活動の中核的役割を担うことから、進路志望に応じた教科・科目の開設や当該教科・科目の専門性を有する教員の配置、生徒同士の協働的な学習による教育内容の充実等がなされるよう、1学年当たり6学級（240人）以上の規模を標準とします。

###### (イ) 拠点校の学校規模

- 拠点校は、特定の学科における専門科目を幅広く学ぶため、基幹となる学習分野の基礎・基本を習得するとともに、専門的な学習を深めることができるよう、一つの専門学科で1学年当たり4学級（160人）以上の規模を標準とします。

#### (2) 学校規模の標準を満たさない場合における通学環境へ配慮した対応

- 学校規模の標準を満たさない高等学校であっても、募集停止等により地理的な要因から高等学校に通学することが困難な地域が新たに生じる場合には、配置について配慮します。

平成27年1月に、神奈川県教育委員会が発表した「県立高校改革基本計画」の「重点項目1 学校規模の適正化の推進」として、学校規模を1学級6～8クラスとする。改革の背景は、下記のとおりである。

#### 《学校規模と教育活動》

- 学校規模については、小さくなることで、学年を担当する教員が学年の生徒のほとんどを把握しやすい、余裕教室が増えることで選択科目などを展開しやすいといった利点があります。一方で、学校行事の活気が

乏しくなる、生徒会や部活動などの生徒の活動が成り立たなくなる、といった課題も出てきています。

- 部活動については、学校規模が大きくなるにつれて部員数が多くなる傾向にあります。一方で、学校規模が小さくなるにつれて部員や顧問が不足するため、活力ある活動ができなくなる、といった指摘もあります。

《学校規模と学校経営》

- 学校規模が小さくなることにより教員数も少なくなり、結果として、教員一人当たりの校務分掌が増える傾向にあります。
- 教員にとって、教材研究等、授業の準備に費やす時間は、組織的な授業改善に取り組むうえでも大切ですが、学校規模が小さくなるほど、授業の準備に費やす時間がとれなくなるという傾向にあります。このことから、教職員の生徒と向き合う時間の確保といった課題も伺えます。
- また、県教育委員会が、県立学校の副校長・教頭に、小規模化の影響として最も強く感じることを複数回答で尋ねたところ、「生徒数に応じて教員数も減り、その分、教員の校務分担等が増え、学校運営に支障が現れた」という回答が、170人のうち89.0%と、最も高い割合でした。(県教育局調べ)

このように、学校の小規模化は、生徒・教師双方に負の影響を及ぼすことが考えられる。

当該重点項目1に対する方向性は、以下のように示されている。

学校の活力をより高め、円滑な学校運営を行うためには、県立高校の再編・統合を通じて、現行の標準規模以上にすることが望ましいと考えます。

こうした考え方を基本としつつ、学び直しを必要とする生徒を支援するクリエイティブスクールなどについては、現行の1学年6学級を維持することも含め、それぞれの学校や生徒の実態に応じた学校規模とすることを検討します。

福島県教育委員会も、平成20年2月に学校における教職員の多忙化解消ワーキンググループを設置し、平成28年3月に「学校運営の効率化のための取組事例集Ⅲ」を作成した。

福島県立田島高等学校は募集定員が削減され、当然のことながら教職員の定数も削減されてきたが、学級減に伴う業務の精選がその都度計画的になされてこなかった。田村市立西向小学校は児童数の減少に伴い教員数が減り、教員一人当たりが担う校務分掌の量が増加し、勤務時間内に終えることが難しい。桧枝岐村立桧枝岐小・中学校は小規模校であるため、一人一人に与えられている校務が多い。

以上のことが教職員の多忙化の原因とされている。

県立高校の入学選抜は、面接と小論文や実技などのⅠ期選抜と学力検査などのⅡ期選抜等に分けられているが、平成28年度福島県立高等学校入学選抜Ⅱ期選抜志願状況（全日制）を入手し、Ⅱ期選抜試験の募集定員と志願者数を比較したところ、募集定員に満たない学校が多数あり、そのうち出願先変更後のⅡ期選抜倍率が0.8以下の学校は、下記のとおりである。

学校名 ( )内は全校 の定員	小学科名	募 集 定 員 (A)	Ⅰ 期 選 抜 等 合 格 内 定 者 (B)	Ⅱ 期 選 抜 募 集 定 員 (A-B)	Ⅱ 期 選 抜 志 願 者 数 (C)	Ⅱ 期 選 抜 倍 率 (C/A-B)	昨 年 度 Ⅱ 期 選 抜 倍 率
川俣 (80)	普通	40	7	33	20	0.61	0.70
	機械	40	4	36	13	0.36	0.57
梁川 (80)	普通	80	20	60	43	0.72	0.76
安達東 (80)	総合学科	80	35	45	36	0.80	1.00
安積・御館 (40)	普通	40	7	33	12	0.36	0.56
湖南 (80)	普通	80	19	61	15	0.25	0.25
須賀川桐陽 (240)	数理科学	40	17	23	12	0.52	0.68
長沼 (80)	普通	80	24	56	23	0.41	0.51
岩瀬農業 (240)	ヒューマンサービス	40	14	26	19	0.73	—
塙工業 (80)	機械	40	28	12	8	0.67	1.00
	電子	40	15	25	9	0.36	0.42
修明 (200)	文理	40	12	28	12	0.43	0.45
	経営ビジネス	40	14	26	14	0.54	0.75
	情報マネジメント	40	12	28	10	0.36	0.48
修明・鮫川 (40)	普通	40	12	28	11	0.39	0.35
田村 (240)	体育	40	33	7	1	0.14	1.00
小野・平田 (40)	普通	40	5	35	11	0.31	0.39
喜多方(160)	普通	160	31	129	97	0.75	0.93
喜多方桐桜 (200)	電気・電子	40	20	20	15	0.75	0.64
	情報システム	40	20	20	13	0.65	0.90
猪苗代 (80)	普通	40	18	22	15	0.68	0.68
	観光ビジネス	40	12	28	22	0.79	—
耶麻農業 (80)	産業技術	40	4	36	12	0.33	0.74
	ライフコーディネート	40	7	33	3	0.09	0.52
西会津 (80)	普通	80	18	62	21	0.34	0.32
川口 (70)	普通	70	20	50	27	0.54	0.43
坂下 (80)	普通	80	20	60	37	0.62	0.49
会津農林 (120)	食品加工	40	16	24	12	0.50	0.95
田島 (80)	普通	80	44	36	17	0.47	0.09
南会津 (70)	普通	70	10	60	38	0.63	0.57
只見 (70)	普通	70	12	58	24	0.41	0.48

平工業(280)	電気	80	35	45	33	0.73	0.85
	電子	40	16	24	17	0.71	1.05
	情報技術	40	17	23	16	0.70	0.95
湯本 (280)	英語	40	12	28	21	0.75	0.95
小名浜 (80)	商業	40	14	26	17	0.65	0.33
いわき海星 (160)	食品システム	40	16	24	19	0.79	0.92
	情報通信	40	14	26	15	0.58	0.66
磐城農業 (160)	食品流通	40	20	20	13	0.65	1.65
勿来 (80)	普通	80	23	57	31	0.54	0.51
勿来工業 (240)	電気	40	20	20	15	0.75	1.35
好間 (80)	普通	80	22	58	37	0.64	0.75
遠野 (80)	普通	80	23	57	29	0.51	0.61
ふたば未来 学園 (160)	総合学科	160	120	40	14	0.35	—
相馬農業 (120)	生産環境	40	16	24	17	0.71	0.45
	環境緑地	40	9	31	15	0.48	0.42
	食品科学	40	24	16	11	0.69	0.74
相馬農業・ 飯舘 (40)	普通	40	4	36	12	0.33	1.06
小高商業 (80)	情報ビジネス	40	22	18	6	0.33	0.33
	流通ビジネス	40	22	18	5	0.28	0.55
小高工業 (160)	機械	80	52	28	22	0.79	0.94
	電気	40	14	26	6	0.23	0.38
	産業革新(環 境化学コース)	20	9	11	4	0.36	—
新地 (80)	普通	80	34	46	37	0.80	0.41

この表によると、定員 200 名以上は須賀川桐陽、岩瀬農業、修明、田村、喜多方桐桜、平工業、湯本、勿来工業の 8 校であり、これらの 8 校 13 学科においては、Ⅱ期選抜志願倍率が 0.80 未満となっている。また、定員 200 名未満 80 名超は喜多方、会津農林、いわき海星、磐城農業、ふたば未来学園、相馬農業、小高工業の 7 校であるが、すべてⅡ期選抜志願倍率が 0.80 未満となっている。全日制の中で、定員 80 名以下の 26 校のうち、24 校はⅡ期選抜志願倍率が 0.80 以下であり（4 校が定員 40 名の分校）、残りの 2 校は石川、四倉である。また、小名浜は普通科において 1.20、商業科で 0.65 となっている。



このような状況の中、平成 29 年度の募集定員を 280 名削減し、14,530 名とする計画が発表された。

また、発表された学校の平成 28 年の状況は、下記のとおりである。

学校名 ( )内は全校の 定員	小学科名	募 集 定 員 (A)	I 期 選 抜 等 合 格 内 定 者 (B)	II 期 選 抜 募 集 定 員 (A-B)	II 期 選 抜 志 願 者 数 (C)	II 期 選 抜 倍 率 (C/A-B)	昨年 度 II 期 選 抜 倍 率
福島北 (200)	総合学科	200	70	130	145	1.12	1.11
二本松工業 (160)	機械システム	80	40	40	37	0.93	0.58
白河 (280)	普通	240	49	191	207	1.08	1.02
小野・平田 (40)	普通	40	5	35	11	0.31	0.39
喜多方東 (120)	普通	120	60	60	56	0.93	0.82
いわき総合 (240)	総合学科	240	96	144	170	1.18	1.14
湯本 (280)	英語	40	12	28	21	0.75	0.95

小野高等学校平田校は募集停止しており、その他は募集定員が 40 名ずつ減少し、7 校 40 名の 280 名削減である。

その結果、上記学校の定員は、福島北高校 160 名、二本松工業高校 120 名、白河高校 240 名、喜多方東高校 80 名、いわき総合高校 200 名、湯本高校 240 名となる。

## 【意見】

中学校卒業生に応じて募集定員を決めているので、全体的には定員割れの状況は生じないと思われるが、生徒及び保護者にとって魅力のない高校は定員枠があっても志願していない状況である。

平成 27 年度の定員 320 名の高校は、福島、郡山、いわきの各地域において中心となる高校で入学希望者が多いところである。各地域において中心となる高校は会津、白河地域にもあり、それらの高校の定員は削減すべきではないと思われる。今回白河高校の定員を 40 名削減されることになっているが、定員 80 名以下の小規模校や定員 40 名の分校の扱いを廃校も含めて検討すべきであると思われる。ただし、中学校卒業後のほぼ全ての者が高校に進学している現状を踏まえ、地理的な要因から高校に通学することが困難な地域が新たに生じることのないよう配慮する必要があり、通学可能な範囲は公共交通機関の利便性等により変わり得るものであることから、通学環境の充実について、市町村等と連携を図る必要がある。福島県の小規模校は郡部にあることから、その地域にある小規模校を廃校とした場合、生徒にとって通学できる高校が無くなる可能性もある。その場合、生徒はアパートを借りたり下宿をしたりして他の地域の高校に通学することになるが、その

場合はアパートの家賃や下宿代に補助金を支給することも検討すべきである。

福島県は定員80名以下の高校が24校もあり、募集定員も1,730名である。小規模校は教員1人当たりの校務分掌が増える傾向があるといわれるが、これらの学校に教員を十分に配置し、教育設備も充実させる必要がある。一方、生徒が集団の中で様々な個性や価値観に触れ、互いに切磋琢磨しながらの「確かな学力」や「逞しい心」等を身に付けるため一定規模以上の学校であることが望ましいと思われるので、これらの学校にも教員を十分に配置し、教育設備も充実させる必要がある。しかしながら、教員の通勤時間を考慮し、その地域に教員が住んでいなかったり、生徒の一部が他の地域の高校へ通学したりしているような場合は、廃校の対象としてもよいと思われる。また、存続させる場合でも、学校行事でクラブ活動をやらずに、その代わりに地域で協力してスポーツや文化的事業等を楽しむ環境が必要と思われる。

## 2 常勤嘱託教員について

臨時的任用教員は、正規の教員に事情があつて教職に就けない時、教育委員会が常勤嘱託で採用し、各学校に配置する。現実には教員の採用は数が制限されているため、臨時的任用教員を常勤嘱託教員（以下「常勤講師」という。）として採用しないと教員の数が足りないので、1年契約で対応している。往査した学校の職員の給料表級別内訳は、次のとおりである。

教育職給料表級別内訳

(単位：人)

	1級	2級	3級	4級	合計	1級の割合(%)
安積高校	4	52	2	1	59	6.78
福島明成高校	11	59	1	1	72	15.28
磐城高校	9	48	2	1	60	15.00
会津工業高校	9	62	2	1	74	12.16
会津学鳳高校	10	54	2	1	67	14.93
郡山萌世高校	4	60	3	1	68	5.88
小計	47	335	12	6	400	11.75
郡山養護学校	58	118	3	1	180	32.22
合計	105	453	15	7	580	18.10

1級は講師や実習助手、2級は教諭、3級は副校長又は教頭、4級は校長である。

常勤講師は、1級に分類されるものであるが、常勤講師の中には、正規の教員に事情があつて教職に就けない時に採用される者もいる。教員の中の10%程度を常勤講師が占めている。

平成28年12月22日に文部科学省より「平成27年度公立学校教職員の人事行政状況調査について」が発表された。

調査目的、調査項目及び平成27年度の主な特徴は、下記のとおりである。

### 調査目的

教職員の人事管理に資するため、公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における教職員の人事行政の状況について、調査を実施しているもの。

### 調査項目

- (1) 精神疾患による病気休職者等
- (2) 教育職員の懲戒処分等（交通違反・交通事故、体罰、わいせつ行為等）
- (3)～(7) 略
- (8) 教育職員の育児休業及び介護休暇の取得状況

### 平成27年度の主な特徴

- ・ 精神疾患による病気休職者数は、5,009人(0.54%)で、昨年度(5,045人(0.55%))から微減。
- ・ わいせつ行為等により懲戒処分等を受けた者は、224人(0.02%)で、昨年

度（205人(0.02%）から増加。

- 体罰により懲戒処分等を受けた者は、721人(0.08%)で、昨年度（952人(0.10%）から減少。
- 女性の管理職（校長、副校長及び教頭）は、11,279人で、昨年度（15.7%）から増加し過去最高。
- 今回、新たに育児休業等の取得割合を調査した結果、育児休業の取得割合は男性1.8%、女性96.5%。
- 今回、新たに介護休暇の取得者数を調査した結果、介護休暇の取得者数は全体で1,396人。

福島県の精神疾患による休職者の推移は、次のとおりである。

年度	H23	H24	H25	H26	H27
人数	78人	63人	68人	63人	59人

平成27年度の精神疾患を含む病気休職者の学校種別の内訳は、次のとおりである。

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
精神疾患	25人	24人	6人	4人	59人
その他	22人	8人	7人	3人	40人
計	47人	32人	13人	7人	99人

高等学校、特別支援学校の病気による休職者は20名で、往査した学校の給料表1級の数ほど多くはない。

常勤講師は、教員採用試験において特例がある。

すなわち、福島県公立学校教員採用候補者選考試験実施要綱によると、選考区分の中に、臨時的任用教員経験者特別選考が設けられている。

受験資格は、福島県内の公立学校で直近の3年間で通算15か月以上の教職経験のある教員及び教員免許を有することとある。

教育委員会によれば、平成27年度の高校の教員の採用試験合格者数は53名であるが、選考ごと（一般選考、教職経験者特別選考、臨時的任用教員経験者特別選考、身体障がい者特別選考）の合格者数は公表していない。

平成29年度採用候補者の教科ごとの志願者数と合格者数が公表されており、平成29年度の福島県公立学校教員採用候補者選考試験(高等学校)の状況は、次のとおりである。

教科	志願者数(人)	採用予定者数	合格者数(人)	倍率
国語	58	40名程度	4	17.8倍
地理歴史	67		4	
公民	32		1	
数学	89		2	
理科	71		2	
保健体育	175		5	
音楽	22		1	
美術	17		1	
書道	8		1	
英語	58		4	
家庭	23		1	
情報	11		1	
農業	18		5	
工業	21		5	
商業	39		3	
水産	1		1	
合計	710		41	

高校の教員は科目ごとに分かれていて、志願者にとって免許を取得している科目の採用枠がなかったり少なかったりした場合、次の機会まで待つか他県で受験する必要がある。

## 【意見】

### 教員採用試験

教員採用試験は狭き門となっており、教科によってはほとんど採用枠がないこともある。教員には大学を卒業してすぐにはなれないということも聞かれるので、選考ごとの合格者数を公表して、教員になろうとする者の目標とすべきであり、大学を出たらすぐに教員になれるような制度とし、優秀な人材が福島県の教員となるような制度とすべきである。

選考試験を実施したら、選考過程を明確に公表することは、教育委員会の説明責任と思われる。

### 常勤講師

教科ごとに定員が決まっているので正式採用はできないが、欠員補充や特定教科の充実の目的で常勤講師を採用している。常勤講師は次期の選考試験で本県や他県の正規の教員を目指したり、臨時的任用教員経験者特例選考を

受験している。

給料は大学卒の講師の場合、1級 21 号給 199,600 円で、大学卒の教員 210,500 円と大きな差はない。

常勤講師は、1年に満たない期間で任用され、その都度初任給を計算し、給料を決定している。正規の職員になれずに常勤講師を続けている場合、初任給に限度号給があるため、68号給を超えることはない。1級 68号給は、273,700円である。

また、常勤講師は20代30代の若い年齢層が多いため、授業等の業務に加えて、運動部の部活動顧問をしている者もいる。その場合、休日出勤など、勤務時間が長くなる。

同じ業務に携わりながら、昇給する正規の教員と、限度号給がある常勤講師を区別がするのは合理的であるのか、また、仕事内容や勤務拘束時間に見合った公平な給料はどうあるべきか、調査検討が必要であると考えられる。

県も、第6次福島県総合教育計画平成27年度アクションプラン基本目標と施策(3)豊かな教育環境の形成における〔施策14〕で「教員の資質の向上を図ります」、〔施策16〕で「透明性の高い開かれた教育を推進します」としている。

「平成29年度福島県立学校(高等学校)臨時的任用教員募集のお知らせ」によれば、臨時的任用教員(常勤、非常勤)の申込は随時受け付けている。

応募資格は教諭普通免許状を有すること、欠員等により任用の必要が生じた際には書類選考、面接等で採用する。なお、このパンフレットには臨時的任用教員経験者特別選考による教員採用については言及されていない。

常勤講師は、福島県の教員採用試験を受験したことを前提としていないため、常勤講師のレベルが低かった場合、生徒、保護者に弁明できるかという問題がある。能力レベルが高くても、常勤講師時代に教員採用試験や他の勉強をしていて授業に全力を投入していたか問題となる場合もある。

常勤講師を採用する際は、教員免許を持っていることを前提に、教員としての能力があることを確認し採用する仕組みを考えるべきである。

## 時間講師

非常勤の臨時的任用教員は時間講師といわれる。少子化で学校の統廃合がされた場合、教員の数が今までよりは少なくても済むことも考えられる。一方、教員を退職しても今の60歳代は十分教員として働ける者もいる。教員を退職した者を時間講師としてもっと採用することを検討すべきである。

### 3 ピュアハートサポートプロジェクト（スクールカウンセラー活用事業）について

〔予算〕 93,915 千円（決算 85,902 千円）

〔目的〕

不登校、いじめ、暴力、高校の中途退学など、児童生徒の問題行動が多様化・深刻化する状況を踏まえ、スクールカウンセラー等の配置により、教育相談体制の充実を図り、問題行動の未然防止と早期解決を図る。

また、東日本大震災による被災地域の学校及び避難している児童・生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助、医療機関等関係機関との連携調整等を行い、児童生徒が PTSD（心的外傷後ストレス障害）等にならないように心の回復を支援する。

〔事業内容〕

#### 1 学校の取組に対する支援

##### (1) スクールカウンセラーの配置（高等学校）

○高等学校 94 校に配置（サテライト校を含めると 97 校）

上記目的を達成するため、臨床心理士等を週 1 回 4 時間派遣する。臨床心理士等の報酬は、次のとおりである。

正カウンセラー（財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士等）

→ 1 時間当たり報酬 5,500 円

準カウンセラー（上記以外で相談業務等の実務経験を有する者）

→ 1 時間当たり報酬 3,000 円

本庁及び往査した高等学校において、関係帳表の突合や質問等の監査手続を実施した。

#### 4 ふくしま高校生進路実現サポート事業について

〔予算〕 25,119 千円（決算 21,155 千円）

〔目的〕

高等学校において生徒の学力向上を図り将来への展望を抱かせるとともに、地域に貢献できる人材や社会においてリーダーシップを発揮できる人材を育成する。

〔事業内容〕

- 1 地域に貢献できる人づくりプロジェクト
  - 対象 県立高等学校 25 校程度
  - 内容
    - ・生徒の基礎学力を高める取組
    - ・3年間の計画的な進路指導体制の充実を図る取組
    - ・生徒・保護者・教員・地域をつなぐ取組
    - ・社会人としての在り方についての理解を深める取組
- 2 大学進学プロジェクト
  - 対象 県立高等学校 12 校程度
  - 内容
    - ・生徒の学力向上を図る取組
    - ・教員の指導力向上を図る取組
    - ・生徒の進学意識の高揚を図る取組
    - ・3年間の計画的な進路指導体制の充実を図る取組
    - ・生徒・保護者・教員・地域をつなぐ取組
    - ・社会人としての在り方についての理解を深める取組
- 3 オールふくしまリーダー育成プロジェクト
  - 対象 県立高等学校 1 年生 150 名程度
  - 場所 磐梯青少年交流の家
  - 時期 年度末 3 泊 4 日
  - 内容
    - ・教員による入試問題研究講座（国語・数学・英語）
    - ・予備校講師によるハイレベル講座（国語・数学・英語）
    - ・社会人による講演会等
    - ・大学生との交流会等
    - ・生徒によるグループ協議とプレゼンテーション等

事業内容ごとの決算額と往査した学校は次のとおりである。

- |                        |                 |
|------------------------|-----------------|
| 1 地域に貢献できる人づくりプロジェクト   | 8,610 千円（27 校）  |
| 福島明成高校など               |                 |
| 2 大学進学プロジェクト           | 10,295 千円（13 校） |
| 安積高校 磐城高校 会津学鳳高校       |                 |
| 3 オールふくしまリーダー育成プロジェクト等 | 2,250 千円        |

関係帳表の突合や質問等の監査手続を実施した結果、特に問題はない。



## 5 スーパーサイエンスハイスクール事業について

〔予算〕 40,000 千円 ※国委嘱事業

〔目的〕

科学技術、理科・数学教育を重点的に行う研究開発学校（スーパーサイエンスハイスクール）において、理科・数学に重点を置いたカリキュラムの開発、大学や研究機関等の効果的な連携方策についての研究を推進し、将来、科学技術分野で国際的に活躍することのできる人づくりに資する。

〔事業内容〕

会津学鳳高等学校・中学校（H27～H31）、磐城高等学校（H23～H27）及び福島高等学校（H24～H28）が文部科学省から指定を受けて、学校の実施計画に基づいて、研究を進める。

国立研究開発法人科学技術振興機構（J S T）が、スーパーサイエンスハイスクールとして指定された高校と連携し、目的達成のための活動をしている。

本庁及び往査した高等学校において、関係帳表の突合や質問等の監査手続を実施した結果、特に問題はない。

## 6 未来を担う人づくりについて

〔予算〕 399,728 千円（決算 399,168 千円）

〔目的〕

生徒一人一人の能力を最大限に伸ばすために、各学校の実態に応じた人的支援を通して、より積極的に学力向上の施策を展開する。

〔事業内容〕

- 1 確かな学力の育成支援
  - ①大学進学希望実現支援
  - ②基礎学力向上支援
  - ③資格取得支援
- 2 豊かな心の育成支援

上記目的達成のために、常勤講師や非常勤講師の採用をしている。  
往査した高校では、上記1の①を安積高校、磐城高校、会津学鳳高校、②を福島明成高校、2を郡山萌世高校が実施していた。

本庁及び往査した高等学校において、関係帳表の突合や質問等の監査手続を実施した結果、特に問題はない。

## 7 次世代のふくしまを担う人材育成事業について

〔予算〕 15,057 千円（決算 12,391 千円）

〔目的〕

各学校において、地域の人材や関係機関と連携しながら、地域に根差した実践的学習の充実を図り、計画的・組織的にキャリア教育を展開する。

〔事業内容〕

### 1 専門高校と小・中学校のキャリア教育連携事業

県内6地区（県北・県中・県南・会津・いわき・相双）において、小・中・高等学校が連携し、小・中学生に専門高校の取組を体験させたり、高校生が小・中学校児童生徒に実技指導を行う。

### 2 インターンシップによるキャリア教育推進事業

学校教育から職場へのスムーズな移行、職業選択のミスマッチ防止、目的意識喪失による中途退学者の減少などの取組を通じて、学校と受入企業が連携し、生徒の主体的な進路選択の能力・態度を育てる。

### 3 専門高校における地域産業連携事業

県内の農業科設置校（8校）、水産科設置校（1校）、工業科設置校（12校）、商業科設置校（15校）において、地域の要請に的確に応えられる担い手や産業の振興に貢献できる人材の育成を目指した取組を行う。また、家庭科設置校（1校）において、家庭生活に関わる産業やヒューマンサービスに関わる生活産業を担う人材の育成を目指す取組を行う。

### 4 先端技術推進事業

県内の工業高校のうち、ロボット製作等の先端技術に取り組んでいる工業高校（3校程度）に対して、先進的な取組をさらに高度化させ、優れた産業人材の育成を推進させるために、大学のロボット工学科やテクノアカデミーと連携した先端技術の講義や地域企業との連携による先端技術の見学やロボット製作を行う。

事業内容ごとの実績は、次のとおりである。

1 専門高校と小・中学校のキャリア教育連携事業	3,305 千円（11校）
2 インターンシップによるキャリア教育推進事業	616 千円（46校）
3 専門高校における地域産業連携事業	6,143 千円（17校）
4 先端技術推進事業 他	2,327 千円

本庁及び往査した高等学校において、関係帳表（実施報告書）の突合や質問等の監査手続を実施した結果、特に問題はない。

## 8 県立高等学校就職促進支援員配置事業について

〔予算〕 81,867 千円（決算 79,925 千円）

※緊急雇用創出基金事業（商工労働部予算）

〔目的〕

各地区で就職希望者の多い高等学校を拠点として、就職促進支援員を配置し、各高等学校及び公共職業安定所との緊密な連携を図りながら、就職希望生徒への適切な情報提供等により、各高等学校における就職指導を充実させるとともに、求人開拓を推進し、高校生が希望する就職の実現を図る。

〔事業内容〕

支援員の業務内容

- ①生徒の就職希望状況の把握
- ②企業訪問による新規高卒者の求人開拓
- ③就職に関する情報の収集及びその提供
- ④公共職業安定所等関係機関との連携
- ⑤その他、高校生の就職支援に関すること

### (1) 事業の目的（委託仕様書より抜粋）

現下の雇用情勢に鑑み、地域の雇用再生のため、企業OB等の被災求職者を雇い入れ、各地区に就職促進支援員（以下「支援員」という。）として配置する。本県の復興・再生を担う高校生が卒業後の生活基盤を築くために、支援員が各高等学校及び公共職業安定所との緊密な連携を図りながら、求人開拓や就職希望生徒への適切な情報提供等により各県立高等学校におけるきめ細やかな就職指導の支援に当たり、希望する就職の実現を図る。

### (2) 事業内容（委託仕様書より抜粋）

教育委員会は支援員の配置による就職支援業務を県内に本社、支社又は営業所のある民間企業、民間団体に委託する。

### (3) 委託内容（委託仕様書より抜粋）

- ① 本業務に従事する予定の全労働者数は 28 人（実人員）とする。
- ② 上記(1)のうち、新規雇用する予定の失業者は 28 人（実人員）とする。
- ③ 上記(2)のうち、新規雇用者の雇用期間は、おおむね次のとおりとする。

新規雇用者数	おおむねの雇用期間（1人当たり）
28 人	平成 27 年 4 月 13 日 ～平成 28 年 3 月 31 日（12 か月）

- ④ 上記(2)のうち、新規雇用者の就業については、月平均 17 日以上、

1日7時間45分勤務とする。

- ⑤ 事業費のうち予定される新規雇用の失業者に向けられる人件費の割合は7割以上とする。
- ⑥ 支援員の配置校、訪問校及び対応校は次のとおりとする。  
 配置校 (28校) : 支援員が在駐する高等学校  
 訪問校 (56校) : 配置校のほか、訪問により支援活動を受け持つ高等学校  
 対応校 (13校) : 必要に応じて支援員の支援を受ける高等学校  
 職安管轄区域ごとに主任支援員を置くものとする。
- ⑦ 受託者は、若年者の就職支援に関し識見と熱意を有する者で、以下の条件を備えたものを支援員として雇用すること。  
 i 原則として若年者の就職支援を6か月以上経験している者。  
 ii 人事労務担当の管理職(課長職以上)として5年以上経験のある者を8割以上雇用すること。  
 iii 支援員の元職種については、複数業種から雇用すること。

～以下省略～

この事業は、一般競争入札によって業者が決定されている。  
 入札結果表によれば、

設計額及び予定価格	81,866,160円(消費税込み)
落札額(契約額)	80,028,000円(消費税込み)

入札参加者がもう1社あり、入札額は85,835,721円(消費税込み)で、予定価格を超え、失格である。

また、委託業務完了に伴い、落札業者が提出した収支決算書は、下記のとおりである。

(単位：円)

収入の部		
概算払による収入済額 (消費税込)	72,392,432	
収入額計(A)	72,392,432	
支出の部		
人件費		
新規雇用者の賃金	48,315,000	
新規雇用者の社会保険料等	5,855,142	
小計①	54,170,142	
既存従業員の賃金 (社会保険料含む)	0	
小計②	0	
人件費計③(①+②)	54,170,142	
物件費(消費税抜き)		
新規雇用者の燃料費(旅費)	3,135,380	活動費(駐車場使用料含む)

消耗品費	193,712	コピー用紙、名刺代、他事務用品費
通信費	1,886,275	携帯電話代(300円/日)含む
会議費	195,596	研修に関わる費用(会場費等)含む
その他管理運営費	14,422,781	諸経費(健康診断料含む)
物件費④	19,833,744	
合計⑤(③+④)	74,003,886	
消費税⑥(⑤×8%)	5,920,311	
支出額計(B)(⑤+⑥)	79,924,197	

精算額(A) - (B)	7,531,765	
--------------	-----------	--

委託業務の完了による収支決算書の報告により、支出額合計と概算払いの差額である7,531,765円が清算されている。

契約額と確定額の差額(80,028,000円-79,924,197円=103,803円)が支払われていない。

委託契約書によれば、委託料の実費その他必要な諸経費を集計した収支決算書を提出し、問題がないものについては確定支出額を委託料として支払うことになっている、いわゆる実費弁償方式の委託契約となっている。実費のみを委託料とすれば、受託業者の経費等が賄えないので運営経費及び利益をその他必要な諸経費として委託料に含めている。

なお、委託仕様書6(委託料)によれば、委託料に含まれるものは、下記のとおりである。

- (1) 報酬、通勤手当、健康保険料等の人件費
- (2) 旅費、名刺代、携帯電話等の物件費  
旅費は事業所訪問キロ数で算出すること。
- (3) 就職促進支援員研修費
- (4) その他必要な諸経費
- (5) 消費税

今回委託料103,803円が減額されているが、諸経費としてその他管理運営費14,422,781円が計上されている。その他管理運営費は健康診断料を含むとして実費も一部含まれていると思われるが、受託業者の人件費などの経費や利益も含まれている。そのため、契約額と支払額を合わせることはいくらでも可能と思われるが、103,803円減額しているのは不可解である。

委託仕様書には、4(委託内容)の(5)に「事業費のうち予定される新規雇用の失業者に向けられる人件費の割合は7割以上とする。なお、地域の雇用環境の変化等やむを得ない事情により、新たに雇用する予定者数を変更する場合、又は人件費の20%を超えて下回る場合は、委託契約書第6条第1項の規定により変更契約を行うこととする。」との記載があり、また、7(委託料の概算払いと精算)の(2)で「受託者は業務完了後、速やかに支出の内訳を明らかにした収支決算書を提出し、人件費については、支援員の業務従事が44,268

時間（7.75 時間×17 日×12 か月×28 人）を下回る場合には、次の算式による額を委託料から減額して支払うものとする。減額する委託料＝見積書記載の person 費の額×（44,268 時間－従事時間）÷44,268 時間×1.08」と記載されている。

今回のケースでは委託額 74,100,000 円（消費税抜き）の 7 割以上は新規雇用人の person 費にすべきことになるが、その額は 51,870,000 円であり収支決算書の person 費合計はこの額を上回っており、業務従事時間も 48,577 時間であることから契約額を減額すべき事由は見当たらないため、満額支給すべきである。

## 【意見】

### 契約形態の妥当性

委託契約書の第 12 条（委託料の支払い）では、委託料に含まれるものの実績報告を受けその金額を払うことになる、いわゆる実費弁償方式の委託料の支払いとなっている。

実費弁償方式は、県や市などが外郭団体に委託する場合、外郭団体の運営費の補助金を支出しておいて、委託業務については外郭団体が支払った経費を委託料として支払うもので、委託業務で受託業者は損も益もない仕組みである。

この方式は、委託業務によって利益が出ないため公正なように見えるが、受託業者は経費削減や効率的な運営をしないとして問題視されている。

本事業の受託業者は民間の業者で、運営費の補助金は支出されていない。したがって、受託業者は運営費分が赤字になる。運営費が赤字では、民間業者は受託できない。

そうすると、今回のケースではその他管理運営費 14,422,781 円の中に受託業者の運営費や利益に相当する金額が含まれていると考えるべきである。実費弁償方式によるのであれば、受託業者の運営費や利益、また、これらに係る消費税相当額は実際に支払った金額ではないため、本来精算すべき金額ではないと考えられ、県としては受託業者に対して当該金額の返還請求を行う必要があると考えられる。

しかしながら一方で、入札により契約額が決まっているものであるため、特段減額払いの要件に該当しないのであれば満額支払うのが本来のあるべき取扱いと考えられる。

現在の取扱いは、実費と言いつつ受託業者の運営費や利益が実費の中に算入されることが、事前に教育委員会と業者が了解していると考えざるを得ない契約であり、契約額（入札額）満額の支払いを行う取扱いに変更すべきである。

本事業は緊急雇用創出事業で、厚生労働省職業安定局地域雇用対策室長通知の「ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業に係る契約形態等について」によれば、「雇用状況が変動することに伴う person 費等の変動を

適切に反映できるよう、契約形態は原則として精算条項を設けた概算契約とするよう配慮願います。」とある。

また、国の「(国) 緊急雇用創出事業等実施要領」及び県の「福島県緊急雇用創出基金事業(県実施事業) 実施要領」によれば、「競争性のある手続を原則とするが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等については、例外的に随意契約に準じた手続によるものとし、」とある。

県の財務規則によれば、随意契約とする場合は「契約権者は、随意契約によろうとするときは、契約書案その他見積りに必要な事項を示し、予定価格十万円未満の場合を除くほか、なるべく二人以上の者から見積書を徴し、」とあるので、委託の対象が人であること、緊急を要することなどを鑑みれば、契約の形態は随意契約とすべきであった。

## 【意見】

### 一般競争入札の妥当性

入札参加者が2社で、うち1社は失格である。このような場合でも一般競争入札による価格決定と言えるのか、検討が必要である。また、今回の事業における新規雇用者の雇用期間は、平成27年4月13日から平成28年3月31日までのおおむね1年間となっている。支援員の要件として6か月以上の就職支援経験を求めていることから、仮に翌年度も同規模の委託事業を行うならば従業員を期末に解雇し、翌期首に再度雇用しなければ人員の確保は困難と思われる。そのため、入札により受託業者が変更になっても、実態として毎期の雇用者は大部分が継続することが想定される。このような委託事業は果たして一般競争入札による業者選定が妥当かどうかという点も検討する必要があると考えられる。

## 【意見】

### 低賃金

委託仕様書によると、新規雇用される失業者を支援員として雇用することになっているが、3(委託内容)の(7)にあるように、それなりに実績のある人を要望している。収支計算書の賃金を支援員の業務従事時間で割ると、1時間あたり賃金は1,091円となる。それなりに実績のある人が、なぜ低賃金で働いてくれるか理由を調査すべきである。

## 【意見】

### 消費税の取扱いの明確化

事業費の7割以上は人件費にするとされているが、消費税込みと消費税抜きではその金額に差がある。明確に消費税抜きとすべきと思われる。



## 9 身体に障がいのある生徒に対する支援事業について

〔予算〕 16,797 千円（決算 7,670 千円）

〔目的〕

障がいのある子供たちが、高等学校で障がいのない子供たちと共に学ぶことができる環境整備を進めるとともに、地域の身近な学校で学ぶことができる環境整備を進める。

〔事業内容〕

身体に障がいのある生徒が在籍する高等学校において、特に肢体不自由等の重度の障がいを持ち、車いすを常時使用して、段差や階段での自力走行が不可能な生徒に対して、介助員を配置することでその教育活動を支援する。

平成27年度は7名の生徒に対する介助員配置のため、決算額が少なかった。

本庁で関係帳表の突合や質問等の監査手続を実施した結果、特に問題は無い。

## 10 ふくしまの未来を担う高校生海外研修支援事業について

〔予算〕 44,200 千円（決算 38,485 千円）

〔目的〕

国際社会に貢献できる人材を育成するため、学校が実施する海外ホームステイ研修に参加する高校生を対象に旅費の一部を支援する。

〔事業内容〕

### 1 対象校

下記海外ホームステイ研修の要件を満たす学校

### 2 対象生徒

学校が教育活動の一環として実施する海外ホームステイ研修に参加する生徒。ただし、対象生徒については、県教育委員会が審査基準を設ける。

### 3 支援内容

支援者数 240 名程度

生徒の旅費補助 一人当たり 15 万円上限

### 4 海外ホームステイ研修

- ・参加生徒は原則として1校10名以上40名以下
- ・日程は14日以内とし、ホームステイ（現地高等学校等の寮でも可）3泊以上
- ・現地高校との交流活動等を通して、ふくしまを発信する。また、現地高校における環境や再生可能エネルギーを含むエネルギーに関する学習等、現地のエネルギー事情について学習する。

平成27年度は221名参加している。

平成27年度ふくしまの未来を担う高校生海外研修支援事業募集要項の11海外ホームステイ研修を実施する場合の留意事項(6)に「補助金の支出については、実績報告書により、事前研修・現地での研修・事後研修が適正に執行されていると確認された後に支給するものとする。研修が適正に執行されていないと認められた場合には、補助金を支給できないこともあるため、あらかじめ注意すること。」とある。

また、ふくしまの未来を担う高校生海外研修支援事業補助金交付要綱第10条（補助金の交付の請求）に「補助金交付の決定を受けた高校生の保護者は、ふくしまの未来を担う高校生海外研修支援事業補助金交付請求書（第11号様式）に海外ホームステイ研修の参加に係る経費の領収証の写しを添え、事業完了の日から1か月以内に県教育委員会教育長に提出しなければならない。」とある。

【意見】

生徒等は旅行費用を支出しておいて、その後補助金を受給することになるが、金額も150,000円と大きく、保護者の経済的負担も重い。また、学校が

実施する海外ホームステイ研修という観点から、補助金の不正受給の可能性も低いと考えられるので、支給時期を早くし、保護者から150,000円集金しない方法や支給を直接旅行代理店等にする方法にすべきと思われる。

## 11 語学指導等を行う外国青年招致事業について

[予算] 140,679 千円 (決算 137,775 千円)

※外国語指導助手 (ALT) の配置

[目的]

生徒が語学指導を行う外国語指導助手から直接指導を受けることにより、より生きた言語を学ぶことのできる機会を拡大する。また、青年交流による地域レベルでの国際交流の発展を図ることを通して諸外国との相互理解を推進し、我が国の国際化の促進に資する。

[事業内容]

- 1 県立学校 31 校に 31 名の外国語指導助手を配置
  - ・常駐する者 8 名 (週 5 日間 同一校勤務)
  - ・訪問をする者 23 名 (週 3 日間 同一校勤務、他の 2 日間は他校勤務)
- 2 主な活動
  - ・専任配置校や訪問配置校、訪問指導校での T・T 授業の実践
  - ・外国語教材作成等の補助
  - ・英語弁論大会等に参加する生徒の指導等
  - ・国際理解教育の一環としての活動等

各高校における実績額は、31 校で 130,785,921 円。

往査高校のうち、安積高校 (1 名分) 会津学鳳高校・中学校 (2 名分)、磐城高校 (1 名分) の人経費が計上されていることを確認した。

本庁及び往査した高等学校において、関係帳表の突合や質問等の監査手続を実施した結果、特に問題はない。

## 12 奨学資金貸付事業について

### 高校等奨学資金貸付事業

〔予算〕 372,721 千円（決算 300,380 千円）

〔目的〕

高校、専修学校（高等課程）に在学し、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められる者及び東日本大震災により被災し経済的に修学困難と認められる者に対して奨学資金の貸与を行う。

〔事業内容〕

#### 1 貸与者数（予定）

継続	280 人	（国公立 130 人、私立 150 人）
新規	400 人	（国公立 240 人、私立 160 人）
震災特例	630 人	（国公立 375 人、私立 255 人）

#### 2 貸与月額

国公立	自宅	18,000 円
	自宅外	23,000 円
私立	自宅	30,000 円
	自宅外	35,000 円

### 大学等奨学資金貸付事業

〔予算〕 231,897 千円（決算 198,326 千円）

〔目的〕

大学、短期大学、高等専門学校に在学し、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められる者に対して奨学資金の貸与を行う。

また、大学へ入学しようとする者へ入学一時金の貸与を行う。

〔事業内容〕

#### 1 貸与者数（予定）

継続	250 人	（国公立 55 人、私立 193 人、高等専門学校 2 人）
新規	120 人	（国公立 23 人、私立 95 人、高等専門学校 2 人）
入学一時金	120 人	（国公立 23 人、私立 95 人、高等専門学校 2 人）

#### 2 貸与額

国公立	35,000 円／月
私立	40,000 円／月
高等専門学校	18,000 円／月
入学一時金	500,000 円

## 福島県奨学資金制度の概要

### (1) 奨学金制度の内容

奨学資金の種類及び募集種別等は、以下のとおりである。

なお、奨学資金は全て無利息である。

(奨学生の種類及び奨学金の貸与月額)

区 分		貸与月額 (円)	
		自宅通学のとき	自宅外通学のとき
高等学校及び専修学校 (高等課程)	国 公 立	18,000	23,000
	私 立	30,000	35,000
高等専門学校		18,000	
大学	国 公 立	35,000	
	私 立	40,000	
「自宅通学のとき」とは、その者の生計を主として維持する者と同居するとき又はこれに準ずると認められるときをいう。			

(奨学生の募集種別及び募集時期等)

募集種別	募集時期及び採用要件
在学採用募集 (大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・専修学校 (高等課程))	4月入学後から6月まで (追加採用募集: 7月から10月) 学力基準: 評定平均 3.0 以上
予約採用募集 (大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・専修学校 (高等課程) 進学予定者)	7月から9月まで 学力基準: 評定平均 3.0 以上
緊急採用募集 (高等学校・専修学校 (高等課程))	随時 (災害、生計維持者の病気・失職・破産等による家計の急変) 学力基準: 卒業できる見込み
震災特例採用募集 (※) 緊急採用とは別に、東日本大震災により被災し、下のいずれかの事由により修学が困難となった生徒を対象とする	時期: 5月から7月まで (追加募集 10月から11月) 学力基準: 卒業できる見込み
県立高等学校の入学者募集停止に伴う募集 (高等学校・専修学校 (高等課程))	予約募集、在学募集 学力基準: 卒業できる見込み
大学等入学一時金奨学生募集 (高等専門学校・大学・短期大学進学予定者)	時期: 7月から9月まで (追加募集 12月) 学力基準: 評定平均 3.0 以上

※ 震災特例採用募集対象者 (平成 27 年度対象者)

保護者が福島県内に住所を有している高校生・専修学校 (高等課程) 生で、東日本大震災により被災し、経済的に就学困難となった方を対象にした奨学資金。

東日本大震災により被災した生徒に対し手厚い就学支援を行うため、特例的に本人の収入見込みにより柔軟な返還免除制度を設けている。

(適用要件)

- ・ 申込者の居住する家屋が全壊・半壊又はこれに準ずる被災をした場合
- ・ 警戒区域又は計画的避難区域に居住していて避難した場合

- ・緊急時避難準備区域、屋内退避指示が出た区域等に居住していて市町村の判断により避難した場合
- ・主たる生計支持者が死亡・行方不明又は重篤な障がい・疾病を負った場合
- ・主たる生計支持者の勤務先等が被災したことにより失業又は収入が著しく減少した場合
- ・その他、被災により、申込者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が減少した場合で、学校長が特に必要と判断し県教育委員会が認める場合

(奨学金の返還期間)

奨学資金の種類	貸与を受けた奨学資金の総額	期間
月額貸与	400,000 円以下	7 年
	400,000 円を超え 600,000 円以下	8 年
	600,000 円を超え 800,000 円以下	9 年
	800,000 円を超え 1,000,000 円以下	10 年
	1,000,000 円を超え 1,200,000 円以下	11 年
	1,200,000 円を超え 1,400,000 円以下	12 年
	1,400,000 円を超え 1,600,000 円以下	13 年
	1,600,000 円を超え 1,800,000 円以下	14 年
	1,800,000 円を超え 2,000,000 円以下	15 年
	2,000,000 円を超え 2,200,000 円以下	16 年
	2,200,000 円を超え 2,400,000 円以下	17 年
	2,400,000 円を超え 2,600,000 円以下	18 年
	2,600,000 円を超え 2,800,000 円以下	19 年
2,800,000 円を超えるもの	20 年	
入学一時金	500,000 円以下	4 年

(2) 平成 27 年度貸付事業実績

		人数	貸与額 (千円)
高校等一般	新規	155	46,648
	継続	268	80,766
	計	423	127,414
震災特例	新規	202	55,404
	継続	305	84,798
	計	507	140,202
大学一般	新規	120	55,104
	継続	232	106,701
	計	352	161,805
大学入学一時金		73	36,500
合計		1,355	465,921

## (3) 奨学金の返還状況

## ① 平成 27 年度返還状況

(単位：千円)

	調定額	回収額	未回収額	回収率(%)
平成 27 年分	287,385	274,869	12,516	95.6
過年度分	40,698	13,800	26,898	33.9
計	328,083	288,669	39,414	88.0

これを年度別に分けると、以下のとおりである。

発生 年度	調定額		収入金額		収入未済額		返還率 (%)
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
S60	2	30,000	1	12,000	1	18,000	40.0%
S61	2	36,000	0	0	2	36,000	0.0%
S62	2	36,000	0	0	2	36,000	0.0%
S63	3	54,000	0	0	3	54,000	0.0%
H 1	3	52,000	1	16,000	2	36,000	30.8%
H 2	2	36,000	0	0	2	36,000	0.0%
H 3	6	120,000	0	3,000	6	117,000	2.5%
H 4	8	156,000	0	0	8	156,000	0.0%
H 5	8	156,000	0	0	8	156,000	0.0%
H 6	8	160,000	1	15,000	7	145,000	9.4%
H 7	10	240,000	0	12,000	10	228,000	5.0%
H 8	9	206,000	0	0	9	206,000	0.0%
H 9	8	194,000	0	0	8	194,000	0.0%
H10	6	141,000	0	20,000	6	121,000	14.2%
H11	7	163,000	1	11,000	6	152,000	6.7%
H12	4	119,000	0	0	4	119,000	0.0%
H13	8	327,000	2	120,000	6	207,000	36.7%
H14	10	475,000	3	144,000	7	331,000	30.3%
H15	10	629,000	3	284,000	7	345,000	45.2%
H16	7	488,000	1	114,000	6	374,000	23.4%
H17	8	613,000	2	116,000	6	497,000	18.9%
H18	10	952,000	3	300,000	7	652,000	31.5%
H19	8	813,000	3	269,000	5	544,000	33.1%
H20	9	948,000	2	200,000	7	748,000	21.1%
H21	14	984,000	5	308,000	9	676,000	31.3%
H22	31	2,082,000	9	961,000	22	1,121,000	46.2%
H23	63	3,067,000	27	1,375,000	36	1,692,000	44.8%
H24	120	5,706,000	40	2,028,000	80	3,678,000	35.5%
H25	193	8,297,000	63	2,733,000	130	5,564,000	32.9%
H26	328	13,418,000	122	4,759,000	206	8,659,000	35.5%
小計	907	40,698,000	289	13,800,000	618	26,898,000	33.9%
H27	5,538	287,385,000	5,220	274,869,000	318	12,516,000	95.6%
合計	6,445	328,083,000	5,509	288,669,000	936	39,414,000	88.0%



平成 13 年度以降は回収率が高いが、それ以前は低くなっている。

② 返還率の推移

(単位：%)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
現年度分	95.5	95.2	95.6
過年度分	24.0	24.7	33.9
計	88.3	87.0	88.0

監査手続

(1) 貸付事業の事務手続

平成 27 年度の新規貸付事業について、申請手続きが適切であるかにつき、下記の書類を確認した（サンプルで 5 件）。

- ・ 福島県奨学生願書：家庭の状況、保証人のサイン、奨学金の理由など
- ・ 福島県奨学生推薦調書：学力の判定など
- ・ 平成 26 年分所得証明書：世帯収入の判定
- ・ 住民票謄本：同一生計者の把握
- ・ 保証人の住民票抄本：住居等の確認
- ・ 口座振替による支払申出書：生徒名義の預金口座
- ・ 誓約書

貸付事業の事務手続に指摘事項はない。

(2) 滞納貸付金の返還事務手続きについてヒアリング

督促状況

催告書送付、電話督促、現住所調査及び訪問督促を随時行っている。

平成 27 年度の訪問督促等の実績は、次のとおりである。

訪問期日	訪問地区	件数	面接督促		不在	居所不明
			面会者			
			本人	家族等		
H27. 8. 13	田村市 郡山市 須賀川市	6	1	2	3	0
H27. 10. 22	福島市	8	0	4	4	0
H27. 10. 27	田村市 小野町 矢祭町	5	1	4	0	0
H27. 11. 13	東京都 埼玉県	3	0	0	3	0

H27. 12. 22	喜多方市 会津若松市 会津坂下町	5	0	2	3	0
H28. 3. 8	須賀川市 郡山市	5	0	3	2	0
H28. 3. 24	いわき市	5	0	1	4	0
	計	37	2	16	19	0

奨学金貸付に係る手続や他の回収に係る手続の合間に、訪問督促を実施している。現在のマンパワーでは、年間 37 件、月 3 件程度が限界である。また、訪問督促を実施したが過半数は不在であり、貸付金の回収率が顕著に高まっているわけではない。

#### 東日本大震災特例採用募集について

東日本大震災特例採用募集における奨学金の概要は、次のとおりである。  
(貸与月額)

高等学校及び専修学校（高等課程）

	自宅通学のとき	自宅外通学のとき
国 公 立	18,000	23,000
私 立	30,000	35,000

通常の奨学金と同じである。

(貸与期間)

平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月

(利子)

無利子

(実績)

貸与実績人数

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	計
県 内	1,387	1,129	787	491	357	4,151
県 外	158	205	192	166	150	871
合計	1,545	1,334	979	657	507	5,022
貸与額 (千円)	361,327	326,290	246,601	176,859	140,202	1,251,279

上記のように貸与件数及び金額は減少傾向にある。

東日本大震災特例採用募集は、最終学歴の収入見込みにより返済が免除される。大学卒の場合収入見込額が 390 万円未満の場合は返済が免除されるので大部分が免除となる。

(返還)

卒業から6か月経過後より7～8年間で返還。ただし、卒業後の奨学生本人の向こう1年間の収入見込みが一定額を超えない場合、願出により返還義務を免除する。

#### 返還実績人数

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	合計
返還人数	2	6	3	5	16
免除人数	167	171	258	273	869
合計	169	177	261	278	885
返還率	1.2%	3.4%	1.1%	1.8%	1.8%

平成23年度から平成27年度までの貸出人数5,022人からすると少数である。

#### 返還人数の理由別内訳

返還理由	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	合計
返還希望	2	2	0	0	4
退学	0	4	3	2	9
所得超	0	0	0	3	3
合計	2	6	3	5	16

#### 免除人数の年収別内訳

年収見込	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
～50万円	2	11	22	34
～100万円	6	12	10	13
～150万円	3	9	15	8
～200万円	38	44	68	62
～250万円	81	70	100	91
～300万円	31	23	37	45
～320万円	6	2	5	12
～340万円	0	0	1	8
～350万円未満	—	—	—	0
計	167	171	258	273
免除金額(千円)	38,741	64,818	118,125	127,642

年収見込みが返還免除基準を下回るケースがほとんどであり、ほぼ全員が返還免除となっている。

## 【意見】

### (1) 返還免除制度について

#### ① 条例と要綱

福島県奨学資金貸与条例等によると、返還免除に係る規定は次のとおりである。

#### 福島県奨学資金貸与条例

第 13 条 奨学生又は奨学生であった者が、死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により貸与を受けた奨学資金を返還することができなくなったときは、相続人若しくは保証人又は本人からの願出によりその全部又は一部の返還を免除することができる。

#### 福島県奨学資金貸与条例施行規則

第 10 条 条例第 13 条の規定による奨学資金の返還債務の免除を受けようとする者は、同条の死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由が存することを証する書類を教育長に提出し、その承諾を受けなければならない。

免除については、死亡又は心身の故障、その他やむを得ない事由としている。

平成 24 年度包括外部監査報告書の「奨学資金貸付金特別会計」によると、本人死亡が判明した 5 年後に連帯保証人の居住地が判明し、7 年後に保証人に督促することを決定して返還請求を行った結果、完済されたとある。この場合、免除申請をすれば免除される理由に該当すると思われるが、奨学資金の返還免除は限定的である。

ところが、東日本大震災特例採用により貸与した奨学資金については福島県奨学資金貸与要綱において、最終学歴卒業後の収入の見込みによって返還義務を免除することになっている。

要綱が条例を超えて免除して良いかという問題がある。

#### 福島県奨学資金貸与要綱

第 14 条例第 13 条及び規則第 10 条に規定する返還免除を受けようとする者は、奨学資金返還免除願（様式第 11-1 又は様式第 11-2）に別表第 4 に掲げる書類を添付し提出するものとする。

東日本大震災特例採用により貸与した奨学資金については、次の各号に掲げる区分に応じ、卒業後の奨学生本人の向こう 1 年間の収入見込みが当該各号に定める額未満の場合は、願出により返還義務を免除するものとする。

号	最終学歴（卒業）	基準額
1	高等学校又は専修学校（高等課程）	320 万円未満
2	短期大学、専門学校（専門課程）	350 万円未満
3	大学又は大学院	390 万円未満

② 収入見込額

最終学歴の基準額の収入見込額は、大変ハードルの低いものである。厚生労働省による平成 27 年賃金構造基本統計調査によると、学歴別の初任給は、以下のような状況であった。

(単位：千円)

最終学歴	全国平均		福島県	
	月給	年収 (×16 か月)	月給	年収 (×16 か月)
大学院修士課程	228.5	3,656	—	—
大学	202.0	3,232	190.9	3,054
高専・短大	175.6	2,809	—	—
高校	160.9	2,574	154.4	2,470

福島県の大学卒業の平均年収は 300 万円程度であり、免除となる収入見込みの基準額（平成 27 年 390 万円未満）よりも大幅に低い。収入見込みの基準額は制度の初年度よりも増額しており、当該奨学金は東日本大震災の被災者救済を目的とした実質的に返還を予定していない性質のものではないかと考えられる。ただし、高校退学の場合は免除申請できないので注意が必要である。

返還人数の理由別内訳によると、平成 27 年は退学 2 名、所得超 3 名であった。所得超 3 名のうちの 1 名は専門学校（専門課程）を卒業した看護師であり、収入見込みが 350 万円を超えていたため、返済免除とならなかった。看護師という職業柄、夜勤等の手当を含めた収入見込みで 350 万円を超えたと思われるが、収入見込みには夜勤や残業等の変動的な要素を入れてよいものか検討が必要である。

この奨学金は高校時代のものであり、その後大学や大学院を卒業した時の初任給を言っているため、高校卒業時点での収入見込みでよいと思われる。

③ 返還希望

平成 24 年と 25 年は、それぞれ返還希望（＝免除申請がなかったもの）が 2 名（合計 4 名）あった。この震災特例採用募集は、東日本大震災の被害者救済を目的として実質的に返還を予定しないものであるため、原則として全員が収入見込みを提出し免除申請すべきものと思われる。このような制度趣旨が奨学資金の申し込み時に周知徹底されていたか。返済希望を受け入れるべきでなかったのではないかとと思われる。

(2) 滞納貸付金について

発生から相当期間経過した未収金については、「出納局に移管して集中的に回収に努める」等の措置を検討すべきと考える。また、弁護士等の専門家や債権回収業者への委託も検討すべきである。

(3) 奨学資金返済負担について

近年、雇用情勢の悪化や学費の上昇により、奨学資金を返済できずに自己破産してしまうケースが増加していると聞いている。高校卒業後、東京の私立大学に進学した場合、少なく見積もっても、生活費・学費合わせて年間2百万円弱、4年間で8百万円弱の資金が必要となる。

	月額 (円)	年額	4年間
住居費	60,000	720,000	2,880,000
食費	30,000	360,000	1,440,000
学費	71,666	860,000	3,440,000
計	161,666	1,940,000	7,760,000

入学一時金やその他の生活費は除いた。

奨学資金で福島県から月額40,000円を借り入れた場合、足りない部分は、親からの仕送りやアルバイト等で資金を充当する。

奨学資金

借入先	借入月額 (円)	借入期間	借入総額 (円)	利息
福島県	40,000	48か月	1,920,000	無利息

返済期間は、借入総額によって決まっていますが、この金額の場合15年である。

月々の返済額を計算すると次のとおりになる。

返済予定

借入金	返済総額 (円)	返済金額 (月額)	返済期間
福島県	1,920,000	10,666	15年

卒業後15年にわたり、毎月10,666円を返済していく。借入金の返済は所得控除とならない(経費にならない)。月に40,000円借りると長期間にわたって返済していかなければならないということを覚悟しておく必要がある。

最近返済の必要がない給付型の奨学金が話題になっているが、給付型奨学金以外の奨学金の返済についても、県内に就職した場合、返済を免除する制度、例えば県商工労働部において福島県の地域経済を牽引する成長産業へ就職した方に対して一定の要件の下、奨学金返還のための補助金を交付する「福島県の将来を担う産業人材確保のための奨学金返還支援事業」を実施しているが、このような奨学金の返済が奨学生の負担にならないような制度を拡充すべきである。

### 13 高校等奨学資金給付事業について

〔予算〕 876, 552 千円（決算 349, 772 千円）

〔目的〕

低所得世帯の高校生等に対して授業以外の教育費負担を軽減するため、奨学資金を給付する。

〔事業内容〕

#### 1 対象者

平成 26 年度以降に高等学校、専修学校（高等課程）、高等専門学校等に入学した者のうち、低所得世帯の者

#### 2 給与年額

生活保護世帯

国公立 32, 300 円／人      52, 600 円／人

非課税世帯〔全日制等〕（第 1 子）

国公立 37, 400 円／人      39, 800 円／人

非課税世帯〔全日制等〕（第 2 子以降）

国公立 129, 700 円／人      138, 000 円／人

非課税世帯〔通信制〕

国公立 36, 500 円／人      38, 100 円／人

平成 28 年 9 月初旬、高校生等奨学給付金の不支給が報道された。

高校生等奨学給付金は就学支援金と混同されるが、非課税世帯（市町村民税所得割が非課税）の高校生に対して給付金を支給し、授業料以外の教育費（教科書代、教材費、学用品費等）を支援する制度で、毎年度 7 月 1 日を基準日として受け付け、申請者（保護者）の口座に給付金を支給する。

平成 26 年度から実施しており、平成 26 年度は 1 年生、平成 27 年度は 1・2 年生が対象であった。平成 26・27 年度の給付額（年額）は、公立学校に通う高校生等がいる世帯の場合、生活保護世帯 32, 300 円、非課税世帯（第 1 子）37, 400 円、非課税世帯（第 2 子以降）129, 700 円であった（第 2 子以降とは、23 歳未満の兄、姉を扶養している世帯のこと）。

未支給の状況は 19 件（1, 264, 400 円）で、その後処理されている。

## VI 特別支援教育課

### 1 高等学校学習支援推進事業について

[予算] 39,088 千円 (決算 37,440 千円)

[目的]

高等学校に在籍している発達障がい等の生徒において、学習の遅れに加え、東日本大震災の影響による環境の変化への不適應等が見られることから、高等学校における発達障がい等の生徒への支援をより手厚くするために、在籍数の多い高等学校に学習支援員を配置し、生徒の特性に応じた学習支援を行う。

[事業内容]

#### 1 実施校

県立高等学校 18 校

#### 2 高等学校学習支援推進事業

発達障がい等の疑いのある生徒に対する支援が必要な高等学校 18 校に学習支援員を配置して学習支援を実施する。



## 2 特別支援学校特別支援教育就学奨励費（県立・市立）について

〔予算〕 323,882 千円（決算 293,026 千円）

〔目的〕

特別支援学校へ就学する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校の就学のため必要な費用について交付する。

〔事業内容〕

### 1 対象経費

- |                      |                         |
|----------------------|-------------------------|
| (1) 教科用図書購入費(高等部のみ)  | (2) 学校給食費               |
| (3) 通学費              | (4) 帰省費                 |
| (5) 職場実習費(中学部、高等部のみ) | (6) 交流及び共同学習費           |
| (7) 寄宿舎居住費           | (8) 修学旅行費               |
| (9) 校外活動等参加費         | (10) 職場実習宿泊費<br>(高等部のみ) |
| (11) 学用品等購入費         | (12) 新入学児童生徒学用品<br>費等   |

### 2 支給額

○保護者の収入状況等（3段階に区分）に応じて支給する

- (1) 第Ⅰ段階 経費の全額を支給
- (2) 第Ⅱ段階 経費の2分の1を支給
- (3) 第Ⅲ段階 一部の経費のみ支給

### 【福島県立郡山養護学校】

授業や通学に必要な学用品等を購入した際に、その実費の全額又は一部を就学奨励金として保護者に支給する事業である。平成27年度に経費の支弁を受けた人数は、小学部、中学部、高等部合わせて191名であった。

保護者又は立替人（教諭など）は、毎月、領収書等の証明書類を添付した書類を手書きで作成・押印して提出する。事務担当者は、支給対象となる経費であるか、支給限度額を超えていないかをチェックし、認定金額を計算する。

支給対象となる費目ごとに提出する書類の様式が異なる上、毎月200人近くの経費精算及び書類の作成を手作業で行うため、事務処理は非常に煩雑であり、担当者一人が1年間にファイル数冊にも及ぶ書類を作成・保管している状況である。

### 3 特別支援学校整備事業について

〔予算〕 76,553 千円

〔目的〕

特別支援学校の児童生徒の増加による過密化や遠距離通学による児童生徒への負担軽減を図るため、学校や分校等を設置し、教育環境を充実させる。

〔事業内容〕

県中地区にあぶくま養護学校小・中学部及び高等部の分校を設置するための基本設計・実施設計 等

平成 29 年 4 月に、廃校となった旧田村市立春山小学校の校舎を活用し、あぶくま養護学校の分校が設置されることになっている。

また、県立船引高等学校の空き教室を活用した、通学制の特別支援学校高等部が設置されることになっている。

#### 4 その他

##### ○ インクルーシブ教育システム推進事業について

インクルーシブ教育システム推進事業とは、障がいのある子どもたちが一般の人たちと地域で共に学び、共に生きる教育を推進する事業であり、下記の3つの事業をいう。

###### (1) 地域支援体制整備

市町村教育委員会が関係機関と連携し、地域における特別支援教育を総合的に推進するために行う取組の充実を図る。

事業費〔予算 1,478 千円 実績 1,225 千円〕

###### (2) 相談支援等の充実

特別な支援を必要とする子どもや保護者、担当教員等に対し、各地域において専門的な相談支援を活用することで、子どものニーズに応じた適切な学習指導ができるよう支援する。

事業費〔予算 893 千円 実績 771 千円〕

###### (3) 専門性の向上

特別支援学校が、市町村の状況や小・中学校等のニーズを踏まえ、地域においてセンター的機能を効果的に発揮するために、特別支援学校教員の専門性の向上とともに各機能の充実を図る。

事業費〔予算 3,533 千円 実績 2,921 千円〕

特別支援教育課は、インクルーシブ教育システムの充実に重点を置く計画である。

### 第3部 平成28年度包括外部監査 意見一覧

#### II 財務課

##### 1 学校維持管理費について

###### 【意見】

学校の予算管理上、細分化した細節管理は必要なのであろうか。また、必要があるならば、財務会計システムで細節ごとに管理し、それを本庁で確認できれば報告等が必要なくなり、迅速な分析等ができるのではないか。

そこまで必要がない場合も考えられるが、さらに各学校独自に管理のために使用しているエクセル等の表も統一したフォーマットで作成すれば、どこの学校でも同じ事務処理がなされ、引継等も簡易にできると思われる。

需用費（光熱水費）が新電力の活用により大幅に減少した。

平成27年6月1日より、各出先機関の維持管理経費の縮減を図るため、特定規模電気事業者（新電力）からの電力供給の導入を進めるとし、(株)エネットから電力供給の導入をしている。

導入後の電気料金の縮減効果を確認するため、平成27年6月から平成28年2月までの9か月間の電気料金を確認した結果、(株)エネットからの電力供給による平成27年度の予想削減電気料金は55,762千円と試算された(削減率8.99%)。福島明成高校の光熱水費は新電力導入以外の努力もあり、36%削減された。

その結果、光熱水費が大幅に削減され、その分が修繕料に使用されている。需用費の光熱水費が減ったからと言って、需用費の修繕料が増えてよいものかと思われる。

##### 2 財産収入、生産物売払収入について

○福島明成高校

###### 【意見】

「生産物製作品生産台帳兼生産物製作品出納簿兼生産物製作品出納内訳簿」では、教職員1名の押印しか確認できない。

販売場に2名以上の教職員が存在したことを明示するだけでなく、同行した教職員の責任を自他ともに明確にするため、教職員の押印は2名で行うことが望まれる。

農産物（野菜、生花）は、天候によって生産量が左右され、価格も変動する。また、販売時期によっても価格が変動する。

農家の生活も生産量が多いときは価格が安く苦労したり、生産量が少ないときは価格が高く安定したりする。

また、生花などは販売時期で価格が大幅に変動する。農産物の生産に加えて販売技術の知識を得るため、生産物売払収入をいかに増やすか、また、増やすことによって生徒が何か得をするような制度を作ることを検討すべきである。

#### 4 高等学校就学支援事業について

##### 【意見】

県は、国が目途とした提出期限の7月末までに申請した者と、県が提出期限とする9月末までに申請した者との人数を把握していない。9月に申請した者に対しては何らかの理由書を提出させ、それを承認する手続が必要と思われる。

市町村民税 304,200 円を払うには、この例によれば年間給与収入は 10,000,000 円である。この人は、社会保険料 1,255,000 円、県民税 202,800 円、所得税 517,500 円と、社会保険料と税金を合せて 2,279,500 円を払っている人であり、かつ、社会保険料は雇用主と折半のため、個人負担と同額の 1,255,000 円を雇用主も払うことになり、合わせると 3,534,500 円である。これだけ社会に貢献しているならば、授業料を無償としても良いのではないかと思われる。

### Ⅲ 施設財産室

#### 2 大規模改造事業について

##### ○福島明成高校

##### 【意見】

当該耐震改修工事は、当初、平成 25 年度に予算配分されたものである。しかし、一般競争入札の結果、平成 25 年度及び平成 26 年度は応札がなく不調となったため、平成 27 年度に応札があるまで実施が伸びた。

当該工事は、耐震基準に満たない校舎を補強するものである。生徒が出入りする校舎であり、できる限り早期に耐震補強を行うべきであったが、応札業者がないという理由で2年間実施されなかった。

一方で、当該工事の入札は地域要件が県内となっている。入札参加資格者は形式的に 115 者程度確保されているが、実質的には参加者が少なく、競争性が十分に確保されているとはいえない。このような状況では、臨機応変に地域要件を緩和する事も考えられる。

随意契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 に定める要件に該当する場合に限り行うことができる。当該工事のように、競争入札に付し入札者がいないとき又は再度の入札に付し落札者がいないとき（8号）は、随意契約とすることも可能と考えられる。

##### ○安積高校

##### 【意見】

上記工事はいずれも一般競争入札により工事業者を選定している。いずれの工事も、応札者は1ないし2者であり、競争性が十分に確保されているとは言い難い状況である。

平成 26 年度契約の大規模(機械)工事は応札業者が1社のみであり、当初の入札額は予定価格を上回るとして、再度入札となり、200,000 円を2回、400,000 円切り下げになって契約したが、契約変更により 922,320 円(税込)

追加されている。

この業者は平成 27 年にも契約しているが、2 度目の入札金額で工事を実施し、契約変更はない。

○会津学鳳高校

【意見】

一般競争入札は、県と私人たる応札企業と対等の立場においてする契約である。県は、応札企業が価格を積算する前提条件を設計費等で提示する必要があるが、当初の設計は何だったか問われる問題として下記が挙げられる。

設計料が減額されている。

○会津工業高校

【意見】

一般競争入札は、県と私人たる応札企業と対等の立場においてする契約である。県は、応札企業が価格を積算する前提条件を設計費等で提示する必要があるが、当初の設計は何だったか問われる問題として下記が挙げられる。

設計図に必要なない工事があったので 276,480 円の減額契約されている。

○その他今回の監査で気が付いた点

【意見】

教育委員会は一般競争入札を多用しているが、私人と対等の立場において契約しているのか。

県立高等学校就職促進支援員配置業務においては、一般競争入札で業者を選定しておきながら、収支決算書を提出させ、支出額のみを委託料として支払っている。

さらに、一般競争入札により受託業者が変更されても、そこで働く人たちが前の受託業者の社員を引き継いでいる場合などは、一般競争入札ではなく指名競争入札や随意契約を実施すべきである。

競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約、競争入札に付し、入札者がいないとき、例えば、重要物品の購入について、福島特定原子力施設地域振興交付金事業で取得した財産等に係る管理台帳から、入札価格と最高入札額の比率が 1.3 倍以上の 4 件についての入札結果は下記のとおりである。

物品を購入する場合、メーカーと機種を決めて入札するわけではなく、おおよその仕様書を作成し、国内大手メーカーの県内の代理店が応札参加者となっているため、物品なのにこのような大きな価格差となる。入札参加者が少ないので、指名競争入札や随意契約の採用を検討すべきと思われる。

校長の権限

設計金額 3 億円未満の工事請負に係る契約を校長ができることになっ

ているが、3億円が大きすぎないか検討する必要がある。

### 3 平商業高校校舎改築事業について

#### 【意見】

入札参加者を増やさないと、競争入札の利点が少なくなることから、入札参加者を増やすために電子入札制度の導入を検討する必要がある。

## IV 職員課

### 1 教職員給与等について

#### 【意見】

年齢が同じでも学歴によって差が出ているが、専修免許状を取得してもその手当はない。一種免許状を有する現職教員も、専修免許状を取得したならば手当がつくような制度にし、現職教員の研修意欲を助長し、資質能力の向上を図ることを検討されたい。

### 2 給料切替えに伴う経過措置について

#### 【意見】

平成18年は、バブル崩壊後失われた10年と言われた平成14年の4年後である。民間企業は、給料引下げや経費の削減などにより生き残りをかけた戦いをしていた時期である。県も職員の給料を引き下げたため、給料表の切り替えが実施されたが、経過措置があり給料水準の引き下げは緩やかであった。

現在国は、デフレ脱却を掲げ、民間企業への賃上げを要求しているが、デフレ脱却は困難な状況にある。

国は、物価が上昇するインフレ傾向時に為替相場も対ドル等に対し安定し、輸出企業の経営が安定し、賃上げもでき、税収も増加するのでインフレ状況が望ましい。そのために、国がすべき施策は民間企業のような経費削減ではなく、国の歳出を増やすことである。公務員の給料を引上げ、公共工事等の発注価格を引き上げ、国民を豊かにすることと思われる。

経過措置が平成28年3月31日まで10年に及び、期間が長すぎないかという問題がある。

### 3 給与の手当について

#### ① 特殊勤務手当（部活動）

##### 【意見】

長時間の拘束及び生徒の安全管理、技術指導、人格教育を継続的に行っている教員の手当としては安いと思われるため、部活動指導業務の報酬について改善が必要である。また、特定の教諭・講師に過剰な負担とならないように、数人で分担し、特に休日祝日の顧問活動は同一の方のみが担当しないようにすべきである。

#### ② 高速道路利用の通勤手当

##### 【意見】

高速自動車国道等を利用する日数に左右されず、かつ、適切な金額の

支給となるように、使用実績に応じた手当の支給ができるような制度への見直しも検討する必要があると考えられる。

#### 4 教職員の多忙化の解消について

##### 【意見】

長時間勤務の原因として、会議の多さや部活動を挙げている場合が多い。月の在校時間が100時間を超える者が複数いると報告される学校もある。田島高等学校は、募集定員の削減に伴って教職員の定数も削減されていること、また、中高一貫教育事業がスタートしたことにより業務量が増え、校務の遂行が非常に厳しい状況になった。そこで、喫緊の課題として部活動の精選を中心に取り組んでいる。その他、相馬農業高等学校などは部活動によっては教員では技術的な指導が難しい場合に外部コーチを効果的に活用するなどしている。

教職員の多忙化を解消し、教育に全力で取り組めるように次のような方策をとることを検討すべきである。

県は、会議の仕方についても統一的な方法を検討して、短時間で効率的な会議を行うよう指導すべきではないかと思われる。

部活動についても教育の一環としているが、引率以外の指導については教員免許を必要としないことから、外部指導員の活用を積極的に進めることが必要であると思われる。

### V 高校教育課

#### 1 高等学校の統廃合について

県立高校の入学者選抜は、面接と小論文や実技などのⅠ期選抜と学力検査などのⅡ期選抜等に分けられているが、平成28年度福島県立高等学校入学者選抜Ⅱ期選抜志願状況（全日制）を入手し、Ⅱ期選抜試験の募集定員と志願者数を比較したところ、募集定員に満たない学校が多数あり、そのうち出願先変更後のⅡ期選抜倍率が0.8以下の学校は下記のとおりである。

学校名 ( )内は全校 の定員	小学科名	募集 定員 (A)	Ⅰ期 選抜等 合格 内定者 (B)	Ⅱ期 選抜 募集 定員 (A-B)	Ⅱ期 選抜 志願 者数 (C)	Ⅱ期 選抜 倍率 (C/A-B)	昨年度 Ⅱ期 選抜 倍率
川俣 (80)	普通	40	7	33	20	0.61	0.70
	機械	40	4	36	13	0.36	0.57
梁川 (80)	普通	80	20	60	43	0.72	0.76
安達東 (80)	総合学科	80	35	45	36	0.80	1.00
安積・御館 (40)	普通	40	7	33	12	0.36	0.56
湖南 (80)	普通	80	19	61	15	0.25	0.25
須賀川桐陽 (240)	数理科学	40	17	23	12	0.52	0.68



長沼 (80)	普通	80	24	56	23	0.41	0.51
岩瀬農業 (240)	ヒューマンサービス	40	14	26	19	0.73	—
塙工業 (80)	機械	40	28	12	8	0.67	1.00
	電子	40	15	25	9	0.36	0.42
修明 (200)	文理	40	12	28	12	0.43	0.45
	経営ビジネス	40	14	26	14	0.54	0.75
	情報マネジメント	40	12	28	10	0.36	0.48
修明・鮫川 (40)	普通	40	12	28	11	0.39	0.35
田村 (240)	体育	40	33	7	1	0.14	1.00
小野・平田 (40)	普通	40	5	35	11	0.31	0.39
喜多方(160)	普通	160	31	129	97	0.75	0.93
喜多方桐桜 (200)	電気・電子	40	20	20	15	0.75	0.64
	情報システム	40	20	20	13	0.65	0.90
猪苗代 (80)	普通	40	18	22	15	0.68	0.68
	観光ビジネス	40	12	28	22	0.79	—
耶麻農業 (80)	産業技術	40	4	36	12	0.33	0.74
	ライフコーディネート	40	7	33	3	0.09	0.52
西会津 (80)	普通	80	18	62	21	0.34	0.32
川口 (70)	普通	70	20	50	27	0.54	0.43
坂下 (80)	普通	80	20	60	37	0.62	0.49
会津農林 (120)	食品加工	40	16	24	12	0.50	0.95
田島 (80)	普通	80	44	36	17	0.47	0.09
南会津 (70)	普通	70	10	60	38	0.63	0.57
只見 (70)	普通	70	12	58	24	0.41	0.48
平工業(280)	電気	80	35	45	33	0.73	0.85
	電子	40	16	24	17	0.71	1.05
	情報技術	40	17	23	16	0.70	0.95
湯本 (280)	英語	40	12	28	21	0.75	0.95
小名浜 (80)	商業	40	14	26	17	0.65	0.33
いわき海星 (160)	食品システム	40	16	24	19	0.79	0.92
	情報通信	40	14	26	15	0.58	0.66
磐城農業 (160)	食品流通	40	20	20	13	0.65	1.65
勿来 (80)	普通	80	23	57	31	0.54	0.51
勿来工業 (240)	電気	40	20	20	15	0.75	1.35
好間 (80)	普通	80	22	58	37	0.64	0.75
遠野 (80)	普通	80	23	57	29	0.51	0.61
ふたば未来 学園 (160)	総合学科	160	120	40	14	0.35	—
相馬農業 (120)	生産環境	40	16	24	17	0.71	0.45
	環境緑地	40	9	31	15	0.48	0.42
	食品科学	40	24	16	11	0.69	0.74

相馬農業・ 飯舘 (40)	普通	40	4	36	12	0.33	1.06
小高商業 (80)	情報ビジネス	40	22	18	6	0.33	0.33
	流通ビジネス	40	22	18	5	0.28	0.55
小高工業 (160)	機械	80	52	28	22	0.79	0.94
	電気	40	14	26	6	0.23	0.38
	産業革新(環 境化学コース)	20	9	11	4	0.36	—
新地 (80)	普通	80	34	46	37	0.80	0.41

この表によると、定員 200 名以上は須賀川桐陽、岩瀬農業、修明、田村、喜多方桐桜、平工業、湯本、勿来工業の 8 校であり、これらの 8 校 13 学科においては、Ⅱ期選抜志願倍率が 0.80 未満となっている。また、定員 200 名未満 80 名超は喜多方、会津農林、いわき海星、磐城農業、ふたば未来学園、相馬農業、小高工業の 7 校であるが、すべてⅡ期選抜志願倍率が 0.80 未満となっている。全日制の中で、定員 80 名以下の 26 校のうち、24 校はⅡ期選抜志願倍率が 0.80 以下であり（4 校が定員 40 名の分校）、残りの 2 校は石川、四倉である。また、小名浜は普通科において 1.20、商業科で 0.65 となっている。

#### 【意見】

中学校卒業生に応じて募集定員を決めているので、全体的には定員割れの状況は生じないと思われるが、生徒及び保護者にとって魅力のない高校は定員枠があっても志願していない状況である。

平成 27 年度の定員 320 名の高校は、福島、郡山、いわきの各地域において中心となる高校で入学希望者が多いところである。各地域において中心となる高校は、会津、白河地域にもあり、それらの高校の定員は削減すべきではないと思われる。今回白河高校の定員を 40 名削減されることになっているが、定員 80 名以下の小規模校や、定員 40 名の分校の扱いを、廃校も含めて検討すべきであると思われる。ただし、中学校卒業後のほぼ全ての者が高校に進学している現状を踏まえ、地理的な要因から高校に通学することが困難な地域が新たに生じることのないよう配慮する必要がある。通学可能な範囲は公共交通機関の利便性等により変わり得るものであることから、通学環境の充実について、市町村等と連携を図る必要がある。福島県の小規模校は郡部にあることから、その地域にある小規模校を廃校とした場合、生徒にとって通学できる高校が無くなる可能性もある。その場合、生徒はアパートを借りたり下宿をしたりして他の地域の高校に通学することになるが、その場合はアパートの家賃や下宿代に補助金を支給することも検討すべきである。

福島県は定員 80 名以下の高校が 24 校もあり、募集定員も 1,730 名である。小規模校は教員 1 人当たりの校務分掌が増える傾向があるといわれるが、これらの学校に教員を十分に配置し、教育設備も充実させる必要がある。一方、生徒が集団の中で様々な個性や価値観に触れ、互いに切磋琢磨しながらの「確かな学力」や「逞しい心」等を身に付けるため一定規模以上の学校であることが望ましいと思われるので、これらの学校にも教員を十分に配置し、

教育設備も充実させる必要がある。しかしながら、教員の通勤時間を考慮し、その地域に教員が住んでいなかったり、生徒の一部が他の地域の高校へ通学したりしているような場合は、廃校の対象としてもよいと思われる。また、存続させる場合でも、学校行事でクラブ活動をやらずに、その代わりに地域で協力してスポーツや文化的事業等を楽しむ環境が必要と思われる。

## 2 常勤嘱託教員について

### 【意見】

#### 教員採用試験

教員採用試験は狭き門となっており、教科によってはほとんど採用枠がないこともある。教員には大学を卒業してすぐにはなれないということも聞かれるので、選考ごとの合格者数を公表して、教員になろうとする者の目標とすべきであり、大学を出たらすぐに教員になれるような制度とし、優秀な人材が福島県の教員となるような制度とすべきである。

選考試験を実施したら、選考過程を明確に公表することは、教育委員会の説明責任と思われる。

#### 常勤講師

教科ごとに定員が決まっているので正式採用はできないが、欠員補充や特定教科の充実の目的で常勤講師を採用している。常勤講師は次期の選考試験で本県や他県の正規の教員を目指したり、臨時的任用教員経験者特例選考を受験している。

給料は大学卒の講師の場合、1級 21 号給 199,600 円で、大学卒の教員 210,500 円と大きな差はない。

常勤講師は、1年に満たない期間で任用され、その都度初任給を計算し、給料を決定している。正規の職員になれずに常勤講師を続けている場合、初任給に限度号給があるため、68 号給を超えることはない。1級 68 号は、273,700 円である。

また、常勤講師は 20 代 30 代の若い年齢層が多いため、授業等の業務に加えて、運動部の部活動顧問をしている者もいる。その場合、休日出勤など、勤務時間が長くなる。

同じ業務に携わりながら、昇給する正規の教員と、限度号給がある常勤講師を区別がするのは合理的であるのか、また、仕事内容や勤務拘束時間に見合った公平な給料はどうあるべきか、調査検討が必要であると考える。

県も、第 6 次福島県総合教育計画平成 27 年度アクションプラン基本目標と施策(3)豊かな教育環境の形成における〔施策 14〕で「教員の資質の向上を図ります」、〔施策 16〕で「透明性の高い開かれた教育を推進します」としている。

「平成 29 年度福島県立学校（高等学校）臨時的任用教員募集のお知らせ」によれば、臨時的任用教員（常勤、非常勤）の申込は随時受け付けている。

応募資格は教諭普通免許状を有すること、欠員等により任用の必要が生じた際には書類選考、面接等で採用する。なお、このパンフレットには臨時的任用教員経験者特別選考による教員採用については言及されていない。

常勤講師は、福島県の教員採用試験を受験したことを前提としていないため、常勤講師のレベルが低かった場合、生徒、保護者に弁明できるかという問題がある。能力レベルが高くても、常勤講師時代に教員採用試験や他の勉強をしていて授業に全力を投入していたか問題となる場合もある。

常勤講師を採用する際は、教員免許を持っていることを前提に、教員としての能力があることを確認し採用する仕組みを考えるべきである。

### 時間講師

非常勤の臨時的任用教員は時間講師といわれる。少子化で学校の統廃合がされた場合、教員の数が今までよりは少なくても済むなることも考えられる。一方、教員を退職しても今の60歳代は十分教員として働ける者もいる。教員を退職した者を時間講師としてもっと採用することを検討すべきである。

## 8 県立高等学校就職促進支援員配置事業について

委託業務完了に伴い、落札業者が提出した収支決算書は、下記のとおりである。

(単位：円)

収入の部		
概算払いによる収入済額 (消費税込)	72,392,432	
収入額計 (A)	72,392,432	
支出の部		
人件費		
新規雇用者の賃金	48,315,000	
新規雇用者の社会保険料等	5,855,142	
小計①	54,170,142	
既存従業員の賃金 (社会保険料含む)	0	
小計②	0	
人件費計③ (①+②)	54,170,142	
物件費 (消費税抜き)		
新規雇用者の燃料費 (旅費)	3,135,380	活動費 (駐車場使用料含む)
消耗品費	193,712	コピー用紙、名刺代、他事務用品費
通信費	1,886,275	携帯電話代 (300円/日) 含む
会議費	195,596	研修に関わる費用 (会場費等) 含む

その他管理運営費	14,422,781	諸経費（健康診断料含む）
物件費④	19,833,744	
合計⑤（③+④）	74,003,886	
消費税⑥（⑤×8%）	5,920,311	
支出額計（B）（⑤+⑥）	79,924,197	
精算額（A）－（B）	7,531,765	

委託業務の完了による収支決算書の報告により、支出額合計と概算払いの差額である7,531,765円が清算されている。

### 【意見】

#### 契約形態の妥当性

委託契約書の第12条（委託料の支払い）では、委託料に含まれるものの実績報告を受けその金額を払うことになる、いわゆる実費弁償方式の委託料の支払いとなっている。

実費弁償方式は、県や市などが外郭団体に委託する場合、外郭団体の運営費の補助金を支出しておいて、委託業務については外郭団体が支払った経費を委託料として支払うもので、委託業務で受託業者は損も益も出ない仕組みである。

この方式は、委託業務によって利益が出ないため公正なように見えるが、受託業者は経費削減や効率的な運営をしないとして問題視されている。

本事業の受託業者は民間の業者で、運営費の補助金は支出されていない。したがって、受託業者は運営費分が赤字になる。運営費が赤字では、民間業者は受託できない。

そうすると、今回のケースではその他管理運営費14,422,781円の中に受託業者の運営費や利益に相当する金額が含まれていると考えるべきである。実費弁償方式によるのであれば、受託業者の運営費や利益、またこれらに係る消費税相当額は実際に支払った金額ではないため、本来精算すべき金額ではないと考えられ、県としては受託業者に対して当該金額の返還請求を行う必要があると考えられる。

しかしながら一方で、入札により契約額が決まっているものであるので、特段減額払いの要件に該当しないのであれば満額支払うのが本来のあるべき取扱いと考えられる。

現在の取扱いは実費と言いつつ受託業者の運営費や利益が実費の中に算入されることが、事前に教育委員会と業者が了解していると考えざるを得ない契約であり、契約額（入札額）満額の支払いを行う取扱いに変更すべきである。

本事業は緊急雇用創出事業で、厚生労働省職業安定局地域雇用対策室長通知の「ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業に係る契約形態等について」によれば、「雇用状況が変動することに伴う人件費

等の変動を適切に反映できるよう、契約形態は原則として精算条項を設けた概算契約とするよう配慮願います。」とある。

また、国の「(国) 緊急雇用創出事業等実施要領」及び県の「福島県緊急雇用創出基金事業(県実施事業) 実施要領」によれば、「競争性のある手続を原則とするが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等については、例外的に随意契約に準じた手続によるものとし、」とある。

県の財務規則によれば、随意契約とする場合は「契約権者は、随意契約によろうとするときは、契約書案その他見積りに必要な事項を示し、予定価格十万円未満の場合を除くほか、なるべく二人以上の者から見積書を徴し、」とあるので、委託の対象が人であること、緊急を要することなどを鑑みれば、契約の形態は随意契約とすべきであった。

## 【意見】

### 一般競争入札の妥当性

入札参加者が2社で、うち1社は失格である。このような場合でも一般競争入札による価格決定と言えるのか、検討が必要である。また、今回の事業における新規雇用者の雇用期間は、平成27年4月13日から平成28年3月31日までのおおむね1年間となっている。支援員の要件として6か月以上の就職支援経験を求めていることから、仮に翌年度も同規模の委託事業を行うならば従業員を期末に解雇し、翌期首に再度雇用しなければ人員の確保は困難と思われる。そのため、入札により受託業者が変更になっても、実態として毎期の雇用者は大部分が継続することが想定される。このような委託事業は果たして一般競争入札による業者選定が妥当かどうかという点も検討する必要があると考えられる。

### 低賃金

委託仕様書によると、新規雇用される失業者を支援員として雇用することになっているが、3(委託内容)の(7)にあるように、それなりに実績のある人を要望している。収支計算書の賃金を支援員の業務従事時間で割ると、1時間当たり賃金は1,091円となる。それなりに実績のある人が、なぜ低賃金で働いてくれるか理由を調査すべきである。

### 消費税の取扱いの明確化

事業費の7割以上は人件費にするとされているが、事業費が消費税込みと消費税抜きではその金額に差がある。明確に消費税抜きとすべきと思われる。

## 10 ふくしまの未来を担う高校生海外研修支援事業について

### 【意見】

生徒等は旅行費用を支出しておいて、その後補助金を受給することになるが、金額も150,000円と大きく、保護者の経済的負担も重い。また、学校が実施する海外ホームステイ研修という観点から、補助金の不正受給の可能性も低いと考えられるので、支給時期を早くし、保護者から

150,000 円集金しない方法や支給を直接旅行代理店等にする方法にすべきと思われる。

## 12 奨学資金貸付事業について

### 【意見】

#### 1 返還免除制度について

##### ① 条例と要綱

福島県奨学資金貸与条例等によると、返還免除に係る規定は次のとおりである。

(略)

免除については、死亡又は心身の故障、その他やむを得ない事由としている。

平成 24 年度包括外部監査報告書の「奨学資金貸付金特別会計」によると、本人死亡が判明した 5 年後に連帯保証人の居住地が判明し、7 年後に保証人に督促することを決定して返還請求を行った結果、完済された。とある。この場合、免除申請をすれば免除される理由に該当すると思われるが奨学資金の返還免除は限定的である。

ところが、東日本大震災特例採用により貸与した奨学資金については福島県奨学資金貸与要綱において、最終学歴卒業後の収入の見込によって返還義務を免除することになっている。

要綱が条例を超えて免除して良いかという問題がある。

(略)

##### ② 収入見込額

最終学歴の基準額の収入見込み額は大変ハードルの低いものである。

厚生労働省による平成 27 年賃金構造基本統計調査によると、学歴別の初任給は以下のような状況であった。

(略)

福島県の大学卒業の平均年収は 300 万円程度であり、免除となる収入見込みの基準額（平成 27 年 390 万円未満）よりも大幅に低い。収入見込みの基準額は制度の初年度よりも増額しており、当該奨学金は東日本大震災の被災者救済を目的とした実質的に返還を予定していない性質のものではないかと考えられる。ただし、高校退学の場合は免除申請できないので注意が必要である。

返還人数の理由別内訳によると、平成 27 年は退学 3 名、所得超 3 名であった。所得超 3 名のうちの 1 名は専門学校（専門課程）を卒業した看護師であり、収入見込みが 350 万円を超えていたため、返済免除とならなかった。看護師という職業柄、夜勤等の手当を含めた収入見込みで 350 万円を超えたと思われるが、収入見込みには夜勤や残業等の変動的な要素を入れてよいものか検討が必要である。

この奨学金は高校時代のものであり、その後大学や大学院を卒業時の初任給を言っているため、高校卒業時点での収入見込みでよいと思われる。

### ③ 返還希望

平成 24 年と 25 年は、それぞれ返還希望（＝免除申請がなかったもの）が 2 名（合計 4 名）あった。この震災特例採用募集は、東日本大震災の被害者救済を目的として実質的に返還を予定しないものであるため、原則として全員が収入見込みを提出し免除申請すべきものと思われる。このような制度趣旨が奨学資金の申し込み時に周知徹底されていたか。返済希望を受け入れるべきでなかったのではないかと思われる。

## 2 滞納貸付金について

発生から相当期間経過した未収金については、「出納局に移管して集中的に回収に努める」等の措置を検討すべきと考える。また、弁護士等の専門家や債権回収業者への委託も検討すべきである。

## 3 奨学資金返済負担について

近年、雇用情勢の悪化や学費の上昇により、奨学資金を返済できずに自己破産してしまうケースが増加していると聞いている。高校卒業後、東京の私立大学に進学した場合、少なく見積もっても、生活費・学費合わせて年間 2 百万円弱、4 年間で 8 百万円弱の資金が必要となる。

（略）

奨学資金で福島県から月額 40,000 円を借り入れた場合、足りない部分は、親からの仕送りやアルバイト等で資金を充当する。

（略）

卒業後 15 年にわたり、毎月 10,666 円を返済していく。借入金の返済は所得控除とならない（経費にならない）。月に 40,000 円借りると長期間にわたって返済していかなければならないということを実感しておく必要がある。

最近返済の必要がない給付型の奨学金が話題になっているが、給付型奨学金以外の奨学金の返済についても、県内に就職した場合、返済を免除する制度、例えば県商工労働部において福島県の地域経済を牽引する成長産業へ就職した方に対して一定の要件の下、奨学金返還のための補助金を交付する「福島県の将来を担う産業人材確保のための奨学金返還支援事業」を実施しているが、このような奨学金の返済が奨学生の負担にならないような制度を拡充すべきである。